

ね、平成六年ですから。だから、空洞化する対策をやらにやいかぬということを私申し上げたんですよ。そのときは、当時の武村大臣は、空洞化していないとおっしゃつてゐるんですよ。だから私が言うのは、このときの答弁は答弁で正しいと思うんですよ、平成六年十一月は。もし、今局長がおっしゃるるように五、六年前からそういう兆候があつたといったら、今回のようビッグバンというような大層な意義づけがなくとも、それなりの対策というものは徐々にとつていくべきである。これは当然なんですよ。その答弁のいわゆる一貫性がないと、私は御指摘を申し上げたいんですが、いかがですか。

（此處要點之材料為淺見、そのときの名前
ちょっと今手元にございませんけれども、空洞化
が現実問題として非常に激しく起こってきたと
いう状況では、當時も現在もないと思つております。

ただ、空洞化の懸念が非常に大きくなってしまった
ということが一点と、それから外為法に関する言
わせていただければ、外為法の法改正というのは
今回お願いしているわけでござりますけれども、
法律に基づかずに自由化できるものについてはこ
の二、三年かなり積極的に自由化をしてきておる
ところでございます。

例えば、去年なんかもかなりいろいろな自由化
をしたということでございますので、法改正とい
うことですと、やはり審議会の審議というような
ものを経てやらなければならないということでは
ざいますので、法改正が今度の国会に提出するま
ではできなかつたわけでござりますけれども、そ
れまでもかなり通達レベルあるいは省令レベル
での自由化、空洞化を阻止するための自由化と
いうのは行つてきたところでございます。

○白浜一良君 いや、空洞化対策を何もやつてしま
ていないと、いう意味で私は言つてはいるんじやない
んです。私が平成六年十一月十六日の当委員会で
質疑したときに、武村大臣は、「必ずしも一様に
空洞化という表現が本当に正しいんだろうか

と」、こういう答弁をされている。そしてまた、もう「ほとんど取引の面では影響がないという見方もあるわけ」だと。「二年半前ぐらいはこういう大臣の答弁があつて、今この外為法を改正するときに、東京市場が空洞化してはいけない」というための一つの柱として今回の法改正なんだという位置づけをされている。じゃ、この二年半の間に何がどう変わったのか言つてくださいよ、それじゃ。

○政府委員(柳原英賀君) 一つは、やはり外為法改正あるいは金融システム改革の一つの大きなモチベーションになつたわけでござりますけれども、このところ一、二年、歐州の通貨統合というのが非常に急速に進展してきておりまして、九九

年からは欧洲の通貨統合が行われるというような
ことで、そういう形でヨーロッパが一つの国際市
場として、あるいはヨーロッパの新しい通貨、
ユーロが国際通貨として非常に大きく正面に出で

しわけございません。十時半までと聞いていますので、先に日銀関連の御質問を申し上げたいと思います。

今回の法改正の中で外為の為替の介入権、これはいろんな考え方があると思うんですが、今回のこの七条の法改正は日銀法の改正とも連動していくわけですが、私の理解によりますと、七条の三項で「大蔵大臣は、対外支払手段の売買等所要の措置を講ずることにより、本邦通貨の外国為替相場の安定に努めるものとする。」と。これは条文ですから、「のまま理解いたしましたら、要するに外國為替をつかさどるのは大蔵大臣だと、こういう理解ができるわけです。

それで、今回日銀法の改正も衆議院で審議が今

さて、この問題は、日本銀行が、この外國為替相場に關しましては、「規定により國の事務の取扱いをする者として行うものとする。」、このように書かれているわ

○白浜一良君　今は経緯を説明されたわけでござりますが、いろんな経済学者、金融関係の学者の方々も、中央銀行が、日本銀行がそういう外國為替をつかさどるべきだという御意見もあるわけであります。政府と連携をとつてと今いろいろおっしゃっておりますが、逆に言いましたら日銀の専務を担当しております中央銀行としての専門性を發揮いたしまして、必要な役割を果たしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

管事項でもいいのに、大臣が所掌するといふうなことになつてゐる意味は何ですか。極端なことを言ひましたら、國の事務の取り扱いをすると、何か下請みたいな立場で日銀を位置づけられ

○参考人(松下康雄君) 一つの国の外貨資産の管理調整等につきましては、国によってやり方はいろいろござりますけれども、主として大蔵省系統の官庁にその最終責任を与えて、通貨当局同士の協議等を進めていくという形、それからその際に、中央銀行にその一部分の、例えば外貨の市場に対します介入でございましたならば例えばスマージングのための部分的な調整ということを行わせるというやり方、両方がまた協議をしながら進めるというやり方、国によつていろいろでございます。

我が國の場合は、先ほど御説明を申し上げましたように、最終的な一元的な責任というものは政府がこれを保有いたしますけれども、実際の売買等の実務に関しましては、中央銀行の持つ経験、能力を十分に生かして、この意見を十分に取り入れていただきながら実際の業務を進めてまいりたいことになっております。

○白浜一良君 私は、余り賢くないので難しいことわかりませんけれども、非常に俗っぽく言いま

したら、日銀が為替介入するときは政府の方針に基づいてやるということですか。日銀独自の判断はどうなるんですか。そこを具体的に言ってください。

○参考人(松下康雄君) 政府が責任を持つてその判断をいたすわけでござりますけれども、政府がその判断をいたすに当たりましては、実務を担当し、また海外の中央銀行とも密接な関係を常時保っております日本銀行の意見を十分に聞かれた上で、両者の意見が合致した形で現実の介入は行なわれている、そういうふうに考えております。

○白浜一良君 もう少し具体的に聞きますと、そ

れは要するに日銀独自の、世界的にいろんなそういう情報を握つていらっしゃるでしようから、独自の御判断もある、またそうでしょう。だけども、この法律の条文から判断すれば、大蔵大臣がそういう統括することになつてゐるわけです。これは総裁が大蔵大臣と御相談をして決められるんですか。それはどこでどういうふうに決まつていくんですか、この法文の解釈からすれば。

○参考人(松下康雄君) それは、大蔵省におきま

して、日本銀行におきましても為替の問題を所管

している事務局がござりますので、通常の場合

の日常的な介入等の方針につきましては、その事務

局における責任者が當時話し合いをして情報の

交換もいたしておりますから、協議の上で決定を

してしまいるということです。

○白浜一良君 それは、事務局はよつちゅう

連携とあるでしょう。だけれども、決断するのは中

心者でしょ、中心者というか責任ある立場で

しょう、要するに、そのメカニズムはどうなつ

て、そのことです。

○参考人(松下康雄君) 国の為替政策の基本に関

します事項は、当然それは通貨当局の最高の責任

でございますが、また同時に、例えば海外でのG

7等の通貨当局の首脳との意思の疎通、情報の交

換というようなこともこれはトップの責任でござ

います。

ただ、今申し上げましたのは、そういう大きな方針の中で日常の市場を見ながらの日々の為替介入等のそういう実務について両省の事務レベルで協議をしながら行つているということを申し上げたところでございます。

○白浜一良君 それはよくわかりません。所管されている事務の担当の方がそれぞれ連携をとつて決めるんでしょうか。だけれども、だれかが決

すか、だれが判断されるんですか。

○政府委員(柳原英賀君) 先ほどから総裁が申し上げているとおりに、為替については最終的な責任は政府にあるということをございますから、最

終的な判断をするのは大蔵大臣でござります。

○白浜一良君 それは法律でそう書いてあるんだからそうでしょう、わかつてますよ、そんなこと

は。いや今、日銀総裁が、事務方がいろいろ連携をとつて判断しているんだとおっしゃつたから、

私はだれが決断をするのかということを聞いたん

ですよ。それは最高責任者は大蔵大臣というの

ちゃんともう法律に書いてますよ、これ。それはわかっていますよ。やめましょうか、このぐらいで。

もう一つ、この問題で私気になることがある。

これ柳原さんにおきますけれども、あなたがいろいろ

んなところでお述べになつてある中にもあるんで

すが、今、日銀総裁もお話しになりましたけれども、

も、この問題に関して、今回の法改正は中央銀行

研究会のいわゆる答申というんですか、お考えを

ベースに今回のそれぞれの法改正をされたと言わ

れておりますが、しかし、この中央銀行研究会と

いうのは総理の私的な研究会でしょ。本来、大

きな制度改革というのには金制調の中の日銀法改正

小委員会ですか、既存のそういういろんな審議会

があるわけでしょ。そういうところで結論が出

て、それが前提条件にされるるというのだったまでは、前提条件にされるる

のは私わかりますが、極めて私的な研究会のお考

えをベースにして今回の法改正をしたというの

は、ちょっとこれはいかがなものか。

○政府委員(柳原英賀君) 中央銀行研究会だけの

答申をベースにやつたわけでございません。まず

介入権についていえば、これは現状の維持でござ

います。現状で政府が最終的な責任を持って日銀

が事務取り扱いをするということになっておりま

すので、大きな変更をしたということではござい

ません。それから、もちろん外國為替等審議会で

もこの問題については十分論議し、外國為替等審

議会でこういう形での法案を準備すべきだという

結論を得たわけでござります。

ただ、日銀法との関連がござりますので、中央

銀行研究会においても、為替の介入というのは最

終的な責任は政府が一元的に負うべきだという結

論が得出てるということでございまして、いわば

た、日銀法との関連がござりますけれども、從来は「我が

国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行

のため必要があると認めるとき」ということが発

動の要件でございましたけれども、今回の改正

で、「又は国際平和のための国際的な努力に我が

國として寄与するため特に必要があると認めるこ

とは、」ということで、条約あるいは安保理の決

議がなくとも、我が国が国際平和のための国際的

な努力に資するという判断をした場合には、最終

的には閣議決定あるいは閣議了解のもとに経済制

裁が発動できるというふうになつたわけでござい

ます。

○白浜一良君 これはそのように何回も答弁され

ておりますし、これは行政権の範囲だと、それは

そのとおりだと私は思うんですが、今日はそ

ういう正規のいろいろな審議会では議論されて

いないというふうに私は伺つて、もうこれ以

上水かけ論はやめます。

いずれにいたしましても、中央銀行というの

は、国の金融、経済すべて含めて柱になる存在でござ

りますから、今回の外為法の改正に関連してで

も、大綱は政府が「括して所掌する」というのは変

わつてないんだ。そのとおりですよね、今まで

だつてそうなんです。だけれども、今は外為法を

やつてますが、一方で日銀法の改正案もあるわ

けで、そういう一国の中央銀行の法改正のとき

に、この部分だけの話でございますがやっぱり

きちっとした公的なそういう審議会の議論を経て

やるのが通常じゃないかということだけを御指摘

申し上げておきたいと思います。日銀総裁、お忙

しいところ、どうもありがとうございました。

次に、十六条のことに関しまして、これも何回

も議論をされております。今回、法改正がされた

わけでござります。いわゆる経済制裁の定義の問

題で、ちょっとお話ししてもらいましょうか。今

までと今回の違い、もう一度復習の意味で。

○政府委員(柳原英賀君) 従来の経済制裁の発動

のそういう実務について両省の事務レベルで

協議をしながら行つているということを申し上げ

たところでございます。

○白浜一良君 それはよくわかりません。所管

されている事務の担当の方がそれぞれ連携をとつ

て決めるんでしょうか。だけれども、だれかが決

すか、だれが判断されるんですか。

○政府委員(柳原英賀君) 先ほどから総裁が申し

上げているとおりに、為替については最終的な責

任は政府にあるということをございますから、最

終的な判断をするのは大蔵大臣でござります。

○白浜一良君 それは法律でそう書いてあるんだ

からそうでしょう、わかつてますよ、そんなこと

は。いや今、日銀総裁が、事務方がいろいろ連携

をとつて判断しているんだとおっしゃつたから、

私はだれが決断をするのかということを聞いたん

ですよ。それは最高責任者は大蔵大臣というの

ちゃんともう法律に書いてますよ、これ。それはわか

っていますよ。やめましょうか、このぐらいで。

もう一つ、この問題で私気になることがある。

これ柳原さんにおきますけれども、あなたがいろ

んなところでお述べになつてある中にもあるんで

すが、今、日銀総裁もお話しになりましたけれども、

も、この問題に関して、今回の法改正は中央銀行

研究会のいわゆる答申というんですか、お考えを

ベースに今回のそれぞれの法改正をされたと言わ

れておりますが、しかし、この中央銀行研究会と

いうのは総理の私的な研究会でしょ。本来、大

きな制度改革というのには金制調の中の日銀法改正

小委員会ですか、既存のそういういろんな審議会

があるわけでしょ。そういうところで結論が出

て、それが前提条件にされるるるというのだったま

では、前提条件にされるるるというのだったまでは、前提条件にされるる

るのは私わかりますが、極めて私的な研究会のお考

えをベースにして今回の法改正をしたというの

は、ちょっとこれはいかがなものか。

○政府委員(柳原英賀君) 中央銀行研究会だけの

答申をベースにやつたわけでございません。まず

介入権についていえば、これは現状の維持でござ

いません。現状で政府が最終的な責任を持つて日銀

が事務取り扱いをするということになつておりま

すので、大きな変更をしたということではござい

ません。それから、もちろん外國為替等審議会で

もこの問題については十分論議し、外國為替等審

議会でこういう形での法案を準備すべきだとい

うことで、条約あるいは安保理の決

議がなくとも、我が国が国際平和のための国際的

な努力に資するという判断をした場合には、最終

的には閣議決定あるいは閣議了解のもとに経済制

裁が発動できるというふうになつたわけでござい

ます。

ただ、日銀法との関連がござりますけれども、從来は「我が

国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行

のため必要があると認めるとき」ということが発

動の要件でございましたけれども、今回の改正

で、「又は国際平和のための国際的な努力に我が

國として寄与するため特に必要があると認めるこ

とは、」ということで、条約あるいは安保理の決

議がなくとも、我が国が国際平和のための国際的

な努力に資するという判断をした場合には、最終

的には閣議了解あるいは閣議決定のものと認める

ことになります。

ただ、日銀法との関連がござりますけれども、從来は「我が

国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行

のため必要があると認めるとき」ということが発

動の要件でございましたけれども、今回の改正

で、「又は国際平和のための国際的な努力に我が

國として寄与するため特に必要があると認めるこ

とは、」ということで、条約あるいは安保理の決

議がなくとも、我が国が国際平和のための国際的

な努力に資するという判断をした場合には、最終

的には閣議了解あるいは閣議決定のものと認める

ことになります。

ただ、日銀法との関連がござりますけれども、從来は「我が

国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行

のため必要があると認めるとき」ということが発

動の要件でございましたけれども、今回の改正

で、「又は国際平和のための国際的な努力に我が

國として寄与するため特に必要があると認めるこ

とは、」ということで、条約あるいは安保理の決

議がなくとも、我が国が国際平和のための国際的

な努力に資するという判断をした場合には、最終

的には閣議了解あるいは閣議決定のものと認める

ことになります。

ただ、日銀法との関連がござりますけれども、從来は「我が

国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行

のため必要があると認めるとき」ということが発

動の要件でございましたけれども、今回の改正

で、「又は国際平和のための国際的な努力に我が

國として寄与するため特に必要があると認めるこ

とは、」ということで、条約あるいは安保理の決

議がなくとも、我が国が国際平和のための国際的

な努力に資するという判断をした場合には、最終

的には閣議了解あるいは閣議決定のものと認める

ことになります。

ただ、日銀法との関連がござりますけれども、從来は「我が

国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行

のため必要があると認めるとき」ということが発

動の要件でございましたけれども、今回の改正

で、「又は国際平和のための国際的な努力に我が

國として寄与するため特に必要があると認めるこ

とは、」ということで、条約あるいは安保理の決

議がなくとも、我が国が国際平和のための国際的

な努力に資するという判断をした場合には、最終

的には閣議了解あるいは閣議決定のものと認める

ことになります。

ただ、日銀法との関連がござりますけれども、從来は「我が

国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行

のため必要があると認めるとき」ということが発

動の要件でございましたけれども、今回の改正

で、「又は国際平和のための国際的な努力に我が

國として寄与するため特に必要があると認めるこ

とは、」ということで、条約あるいは安保理の決

議がなくとも、我が国が国際平和のための国際的

な努力に資するという判断をした場合には、最終

的には閣議了解あるいは閣議決定のものと認める

ことになります。

ただ、日銀法との関連がござりますけれども、從来は「我が

国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行

のため必要があると認めるとき」ということが発

動の要件でございましたけれども、今回の改正

で、「又は国際平和のための国際的な努力に我が

國として寄与するため特に必要があると認めるこ

とは、」ということで、条約あるいは安保理の決

議がなくとも、我が国が国際平和のための国際的

な努力に資するという判断をした場合には、最終

的には閣議了解あるいは閣議決定のものと認める

ことになります。

ただ、日銀法との関連がござりますけれども、從来は「我が

国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行

のため必要があると認めるとき」ということが発

動の要件でございましたけれども、今回の改正

で、「又は国際平和のための国際的な努力に我が

國として寄与するため特に必要があると認めるこ

とは、」ということで、条約あるいは安保理の決

い。

そういう面で、国会への報告ということが言わ
れているわけですが、一々大蔵委員会を開いて何
か報告しろとは言いませんが、文書で回されても
わかれというのは無理で、何か具体的にちょっと
報告のパターンというか様式というか形式とい
うか、局長も何回もおっしゃっているよう、この
法律そのものにはそういうことを書き込むことは
できないという、それは私は理解するとして、何
かそういう実際の運用上で非常にわかりやすさと
いうか、そういう面での形というのはないもので
すか。

○政府委員(柳原英資君) 経済制裁というのは、
高度の政治的な判断に基づいてやる極めて重要な
外交上の行為でございますから、当然のことなが
らこれは官房長官が記者会見をして十分これを説
明するということがあるのでござりますし、国
会開会中であればそこでいろいろ御説明をすると
いうのも当然なことだらうと思います。

もちろん、必要な掲示、必要な報告というものは
当然官報等でやるわけでござりますけれども、そ
ういうことで十分国会に説明をするということが
極めて重要であるということについては、全く委
員御指摘のとおりだというふうに考えておりま
す。

○白浜一良君 いや、そういう答弁は何回も聞い
ています。

これは、大臣、大臣は一生大蔵大臣をやられる
わけじゃないのであります、これは非常に私大
事なことだと思うんです。それは、官房長官も記
者会見等を通して国民に訴えられる、我々にも
しおうが、今回の法改正の内容からすれば、それ
は今おっしゃったように高难度な政治判断をどう共
有できるかということがなければ、そういう強硬
な措置を決めるということに対しても、やっぱり私
は裏づけとして要ると思うんです。

大臣、具体的な御答弁はされにくいとは思いま
すが、ちょっと所感を述べてください。

○國務大臣(三塚博君) 開議決定しました後に、

局長が言われましたとおり、当然会見、そして國
会があればその場において報告、こういうことであ
るうと思うんです。

白浜議員が指摘されるのは、制裁等の問題を含

め我が國の主権の発動ということになるわけであ
りますから、特にイラクの教訓の中でこのこと
が明示をされておることを考えてみれば、地域紛
争、不法な一方的なしきり、侵入が行われた場
合、安定のために共同して行動することは、武力
を除いて我が國の憲法の範囲内と。

その場合、内政の問題は水際までとよく言われ
ますね。そうしますと、当然議院内閣制のもとで
与党に対しても事前にこんなことに取り進みたい
ということではありますね。野党という立場、しか
しつか与党になるわけですから、そういうこと
を考えれば、政権交代を前提としたのが議会主義
でございますから、やはり国際的な問題について
は同様に申し上げると、それはかかるべく責任者
がおられるわけでござりますから。

いずれにしても、議会制民主主義を基本として
いることであれば、國際國家として緊急に対応
しなければならぬ問題については意思疎通を図る
必要がある、それが事前事後ということであつて
も当然あるのかなと。事柄によりますけれども、
も、國論また大きくその是非について分かれる
ことがあります以上、國際問題として緊急に対応

説明を聞くとか、いろんなパターンがあつていい
と思うんですが、せひともそういう御配慮、日本

の国の判断をサポートする意味でもどうか御配慮
いただきたい。このことを主張しておきたいと思
います。

次に、お聞きしたいのは六十九条のことです。

私は最近の電子機器というのはよくわかれ
ませんけれども、この六十九条の二で電子情報
処理という概念が出ているわけです。大変な事務
量を今コンピュータで処理されるというのはこ
れは当然でございます。そういう意味で法文にも
挙げていらっしゃるんでしょうが、これもなかなか
か難いんですね。帳簿で残すと積み重ねてもう
検索するのが大変ですが、過去の事実としてずっと
と蓄積されていくわけ。

ちょっと話変わりますけれども、きのう野村の
元常務が逮捕されましたけれども、あれも何か伝
票を改ざんしてですね。伝票だけ改ざんできる
ことですから、コンピューターなんて何か問題起
こつてからぱぱっと処理して後で情報がびつと整
理されてくるという、そういうことであればいわ
ゆるそういう電子機器に対する信頼度というか、
そういう会計処理に対する信頼度というのではなく
なるわけとして、そういう意味で、この六十九条
の二で条文を入れていらっしゃる中で特に留意さ
れている点というのはござりますか。

○政府委員(柳原英資君) 六十九条の二でいわゆ
るペーパーレスで報告ができるよう法律的な整
備をしたところでござりますけれども、特にこう
いう電子計算機、コンピューターの関係では、委
員御指摘のように、いろいろセキュリティの問題があ
りますとセキュリティの問題があります。

ただ、問題の内容にもよりまして、大きな問題で
あれば党首会談なんかばつと開いていただいたら
いいですし、小さな問題と言るのは失礼でござい
ますが、そういう通常の大蔵委員会マター的なこ
とであれば、ぱっと理事さんが集まつていろいろ
ロッピーディスクとか磁気テープを紙のかわりに

持つてきただくということは今までの延長線
上でできるのではないかと。これは相当の、やは
り磁気テープなりフロッピーディスクなりにあ
るものすべて印刷して我々に御報告いただくとい
うことには比べればかなりの手間が省けることにな
るということをございます。こういうことは直
ちにできるべーべー化かなというふうに考
えられます。

また、電子メールあるいはオンラインで行うと
いうことについては今後いろいろの問題点が考
えられます。例えば、送信者が報告
義務者本人であるかどうか、あるいは送信時に
データが漏えいするとか、今度そのデータの送
信、受信の確認とか、いろいろ難しい問題点があ
るわけですが、これらはすべて印刷して我々に御
報告いただくときには、必ずしも、こういう問題点に
関しても前向きに対応して、今後できるだけ報告
が簡素かつ明快にできるようにしたいというふう
に考えておるわけでございます。

○白浜一良君 こういう条文があつたとしても、
いろんな企業がこんなのでできるわけじゃないです
ね。これを適用される、こういう手続でいいです
よ、こういう形の報告でいいですよ、そういう
基準か何か決められるんでしょうか。

○政府委員(柳原英資君) この外為法関係の報告
は金融機関等あるいは商社等からとの場合が非常
に多うござりますので、この条文を踏まえまして
実務家ベースで、一体どういう形の報告が最も効
率がいいものか、最も手間が省けてなおかつ正確
を期すことができるかというようなことを今いろ
いろ話し合いを続けております。そして、法律が
成立しましたら政令あるいは通達のレベルでこう
いう形でやるのがいいんではないかというような
ことを決める、そういうプロセスになるというふ
うに思っております。

○白浜一良君 きょう委員会で上がればあすの本
会議で成立するということで、まあ多分そうなる
と思います。

それで、ちょっと確認したいのですが、今おつ
しゃつたように、主として銀行とか商社とかそ
う

○白浜一良君　いつごろか言うてな、大体秋ごろ
とか。
○政府委員(柳原英資君)　秋ごろには最終的なも
のがまとまることが望ましいというふうに考えて
おります。

けれども、おっしゃるようにある程度ソフトを変え
るとか、そういう準備期間は当然必要だと思いま
すから、できるだけ早い時期に様式等について合
意をして準備を進めていただくということになる
と思います。

そこで、私どもの方は、昨年の七月からことし
まで、税務執行面における税負担の公平確
保の要請とのバランスをどう
考えていくかという問題になるわけでございま
す。

さいましたけれども、この電子データによる保存
を行う場合には、改ざんとか消去というのが痕跡
なく容易に行えるという特徴もござりますので、
そういうた特徴も踏まえながら、税務執行面にお
ける税負担の公平確保の要請とのバランスをどう
位置づけになつておりますので、先ほどもお話を
ございましたけれども、この電子データによる保存

では、この問題を平成九年度末までに検討を了して、できる限り速やかに所要の措置をとるという方針が出されております。そういうたた政府の方針を十分に念頭に起きながら、私どもとしてもその中身について早急に検討を進めていきたいということでございます。

（この取引は、相手が銀行家）個人からとるものには全くないかどうかはちょっと確認、手元に詳しい資料ございませんけれども、基本的には、今までの例からいいましても、銀行あるいは商社等から日銀を通じて報告をとっているという形でございます。

○白浜一良君　えらい無理やり言わせて済みません。それでよくわかりました。万端な準備をお願い申し上げたいと思います。

ちよつと関連して、私余り詳しくないんですけど、今国税の方でもいろいろ電子データの処理の

の三月末まで報奨書類の保存等の在り方にに関する研究会というのをお願いいたしまして、検討を進めていただきまして、この三月末に報告書を取りまとめていただきたいということです。そこで、その電子データ保存が行われる際に必要な条件等について具体的な御提言をいただいている

次に、海外に送金するに当たりましてのさまざま
な問題点、このことにつきまして御質問したい
と思います。これもいろいろ議論は出尽くしてい
るわけでございますが、国内でしたら当然株式も
源泉徴収されますし、預金しても利息は天引きさ

実施についてでは、来年の四月一日に実施したいと
いうふうに思つております。これは今後協議をいたしまして、
鋭意加速いたしまして、恐らく企業の側でもかなりの
リのデータがコンピューターの中に入つておつって、
それを処理するコンピューターソフトみたいなもの
のがあると思いますので、それをどういうソフト
にどう変えるかということを含めてかなり広範な
対応をしていただきながらければいけないというふう
に考えておりますので、法律が成立し次第そつうい
う実務的な話し合いができるだけ早くまとめるよ
うにしたい、そして来年の四月一日には実施した
いというふうに考えております。

仕方が研究されていると伺ております。これに税の方もこういう処理というか報告のさせ方などうか、こういうことは考えていらっしゃるんでしようね。

そういうことでござります。私ども、現段階では、その報告書を踏まえまして、さらに具体的な問題点につきまして詳細に検討を加えているところでございまして、必要に応じて法令上の手当でが必要になればまた主税局の方にも相談をしていきたいためと、そういう段階でござります。

○白浜一良君 今、経過をお話しいただきましたが、まあそういう時代になつてきていますからね、これ、だんだん。いろいろ御指摘ございまして、結構に難しい、整合性とらなきやならない問題もあるのはよくわかりますが、これはいつごろそういう研究会の結論は出される予定なんでしょう

それで、私もよくわかりませんが、そういうのを阻止するための報告義務を一定の金額、アメリカでしたら一万ドルですか、そういう法律をつくつてございますが、そういう報告をさせると。そういう不正な海外送金による脱税行為、脱税的な行為を阻止するためにそういう法律が要るといふふうに言われておりますが、この点のお考えはいかがでございますか。

○白浜一良君　来年の四月一日から実施というう
とであれば、いろいろ具体的に処理せなあかぬこ
ともあるでしようから、少なくともそういう具具体
的な細目の結論というのはどうなんでしょうか。
やっぱり九月いっぱいぐらいにはまとめなきや
かぬのでしょうかね。これは。どうなんでしょうね
か。もう直前まで行って、さあやれと言つたつて
無理でしようから、準備期間也要るでしようか
ら、ある一定の準備期間というのは考えていいら
しやるんでしよう。

す。
そこで、税法上の帳簿書類について電子データにより保存を行うことは時代の要請であろうと思つておりますし、これにより納税者のコスト負担の軽減にもつながるところで、前向きに取り組まなければいけないと基本的に考えております。

○政府委員(堀田隆夫君) 研究会 자체의 결론は、この三月末、ついこの間ですが、出していただいたんです。あとはそれを具体的にどういうふうに措置内容として取りまとめていくかというのを今検討しているということでございます。

○政府委員(薄井信明君) 現在の状況ですと、外為法の世界で今御心配のようなことが起こりにくく、システィムになつてはいるわけですので、その上に乗つて税制を考えておりましたが、自由化されることは性悪説をとるわけではありませんが、いろいろなことが考えられます。そうした場合に、為替の自由化の先駆国である諸国がどういうことをしているかを確かめますと、やはり海外との関係についていろいろな形でチェックができるようになります。この点につきまして

○政府委員(柳原英資君) 九月一日はどうか、ここでお約束は必ずしもできないんでござりますけ

ますと、きちつと申告納税をしていただく、その基礎となると。申告納税制度の基礎とするという

全体として取り組まれて検討は行われております
て、その高度情報通信社会推進本部というところ

は、現状では税制上仕組みがございませんので、
岬指摘のように法律を出して送金あるは入金

につきまして義務づけをしたいと思っておりました。

なされております。この辺の眞偽はいかがなものでしようか。

は

○政府委員(薄井信明君) 金融システム改革を大蔵省内で取り進めております。これに関係する各局が議論をしておりますし、これは主税局とその関係局とは連携といいますか議論を重ねております。

御指摘の点は多分、審議会が各分野別で開かれていますが、そこに証券税制なり金融税制についてどういう考え方を主税局は持っているのかといふ御下問があつて、そこに考え方の説明に行つた

○白浜一良君 我々が聞いている以上のお話をされたということは言えないでしよう。だからもういいです。それは言えるわけがないからね、建前

それで、きょうの日経新聞ですか、に載つていいんだですが、あす証券取引審議会の中間報告が出されるんですか。それで、いわゆる株の売買の手

数料の問題ですね、これも既にいろいろ報道されているんですが、一段階で自由化しようというような報道もされているんですけども、証券局長へいらっしゃる待たせて済みません。あす答申が出る

ということでしょう、きょう新聞にも報道されていますが、この株の売買の手数料の考え方、いろんな報道がされておりますが、ちょっとまとめて御説明いただけますか。

○政府委員(長野慶士君) 証取審では今、総合部会で昨年の十一月にもろもろの金融システム改革案を検討すべき課題を整理していただきまして、その中でさらに技術的にもあるいは専門的にも突っ

込んで検討すべきテーマにつきまして三つのワーキングパーティ一ヶ月をつくりまして、そこで作業をいただいております。あした予定されておりまることは、そのワーキングパーティが、これはマーティ

ケットの問題、それから金融商品の問題、それから
ら仲介者のあり方、この三つのワーキングでござ
いますけれども、それぞれからそこに関連する問
題につきましてのワーキングパーティとしての
議論の整理を総合部会へ御提出いただくという予

定になつております。

そこおきます検討項目の中で、手数料の自由化ということも大変重要な検討事項でございまして、あしたワーキングパーティーから御報告なさるわけでございますので、ただいまこの時点でお取りして御答弁するのがいささかはばかられますが、手数料自由化というものは金融システム改革、特に証券市場改革の大好きな流れの中で実現していくかかるべきものという大きな流れがございます。

しかし、それに関しましては、手数料問題というのは、いろいろ証券会社の業務範囲でありますとかマーケットの環境でありますとかもちろんの証券のインフラストラクチャみたいなものと関連する、それとの流れの中でどの時点をつかまえて完全自由化をしたらよいか。その御議論がある一方、明年の四月には外為法の自由化が施行されるのではなかろうか等々のところの論点を今御検討いたいでおりまして、あした御報告があろうかと存じますが、その内容はそういった点を踏まえて御報告があるかと思います。

○白浜一良君 あした答申される中身の話は当然公にはできないと思いますが、今のお話を伺つていても、自由化というのは流れだと、国際的に見ても、日本は固有の文化、商取引の慣行というのがあつたわけで、それをどういうふうにやつていくかということだと思つんですが、今の局長のお話を聞いておりましたら、将来的にどういうふうになつていくにせよ、まず来年四月一日、新年度から何らかの形でいわゆる手数料に関しては変更が始まると、こういう理解をしていいですか。

○政府委員(長野鷹士君) お言葉のとおりでよろしかろうと思いますが、実は手数料の自由化はこれから取り組む課題ではございませんで、平成六年以來、既に十億円以上の大口取引からもう手数料の自由化を開始いたしております。

証券だけではなく他の大手証券にも三十万株ずつ持つておったというような報道もあります。あるいは、いわゆるVIP口座の問題、特定の人物、政治家とか官僚が特別扱いをされておつたのではないか等の疑惑が数々言われているわけあります。まだ私は調査をすべき事項はあると思うんです。

これらの点、今後監視委員会はどう対応していくんですか。

○政府委員(若林勝三君) 今般の告発に当たりましては、これまでに我々は野村証券の問題についていろいろ資料、情報を収集、分析かつ関係者がからの話を聞くといった中で心証を得たものとしてまとめて告発をいたしたわけでございます。それ以外にもまだ疑わしいところあるかどうかといふことでござりますけれども、その点については、今後は東京地方検察庁において十分なる検査が行われるということをございましょう。

また、我々委員会としては、今後一切じや野村の問題について無関心であるかというお尋ねでございましたら、我々は日ごろからいろんな取引について当然ながら今後とも注視をしていきたいと思つておるわけでございます。そういう意味においては、ある事案についてもすべて完璧に終わつて一切関係ないというようなものではないと思つております。

そういう意味では、今後とも幅広く関心を持ちつついろいろな資料、情報の収集に努め、いやしくも何か取引の公正を害するような違法行為が発見されれば適切に対処してまいりたいと思っております。

○荒木清寛君 比較的少ないスタッフで大変だと思ひますけれども、頑張つていただきたいというふうに考えます。

そこで、大蔵大臣にお尋ねをいたします。この野村証券、リーディングカンパニーでありながら不祥事を繰り返したわけであります。しかし、ここに至りました、酒巻前社長も国会に、衆参来

られましたけれども、これはあくまでも個人の責任だというお話であります。衆議院の方では個人的には、いわゆるVIP口座の問題、特定の人物、政治家とか官僚が特別扱いをされておつたのではないか等の疑惑が数々言われているわけですが、いずれにしましても、本当にこの会社というの反省をしているんですか。

○政府委員(若林勝三君) 今般の告発に当たりましては、これまでに我々は野村証券の問題についていろいろ資料、情報を収集、分析かつ関係者がからの話を聞くといった中で心証を得たものとしてまとめて告発をいたしたわけでございます。それ以外にもまだ疑わしいところあるかどうかといふことでござりますけれども、その点については、今後は東京地方検察庁において十分なる検査が行われるということをございましょう。

また、我々委員会としては、今後一切じや野村の問題について無関心であるかというお尋ねでございましたら、我々は日ごろからいろんな取引について当然ながら今後とも注視をしていきたいと思つておるわけでございます。そういう意味においては、ある事案についてもすべて完璧に終わつて一切関係ないというようなものではないと思つております。

そういう意味では、今後とも幅広く関心を持ちつついろいろな資料、情報の収集に努め、いやしくも何か取引の公正を害するような違法行為が発見されれば適切に対処してまいりたいと思っております。

○荒木清寛君 比較的少ないスタッフで大変だと思ひますけれども、頑張つていただきたいというふうに考えます。

そこで、大蔵大臣にお尋ねをいたします。この野村証券、リーディングカンパニーでありながら不祥事を繰り返したわけであります。しかし、ここに至りました、酒巻前社長も国会に、衆参来

られましたけれども、これはあくまでも個人の責任だというお話であります。衆議院の方では個人的には、いわゆるVIP口座の問題、特定の人物、政治家とか官僚が特別扱いをされておつたのではないか等の疑惑が数々言われているわけですが、いずれにしましても、本当にこの会社というの反省をしているんですか。

○政府委員(若林勝三君) 今般の告発に当たりましては、これまでに我々は野村証券の問題についていろいろ資料、情報を収集、分析かつ関係者がからの話を聞くといった中で心証を得たものとしてまとめて告発をいたしたわけでございます。それ以外にもまだ疑わしいところあるかどうかといふことでござりますけれども、その点については、今後は東京地方検察庁において十分なる検査が行われるということをございましょう。

また、我々委員会としては、今後一切じや野村の問題について無関心であるかというお尋ねでございましたら、我々は日ごろからいろんな取引について当然ながら今後とも注視をしていきたいと思つておるわけでございます。そういう意味においては、ある事案についてもすべて完璧に終わつて一切関係ないというようなものではないと思つております。

そういう意味では、今後とも幅広く関心を持ちつついろいろな資料、情報の収集に努め、いやしくも何か取引の公正を害するような違法行為が発見されれば適切に対処してまいりたいと思っております。

○荒木清寛君 比較的少ないスタッフで大変だと思ひますけれども、頑張つていただきたいというふうに考えます。

そこで、大蔵大臣にお尋ねをいたします。この野村証券、リーディングカンパニーでありながら不祥事を繰り返したわけであります。しかし、ここに至りました、酒巻前社長も国会に、衆参来

が、真剣に考えます。

○荒木清寛君 それでは次に、前回も質疑をいたしましたが、日産生命の破綻問題です。

大臣は、当局は適切に行動したんではないかとお話であります。もう一つは、八年度にリスク商品を大量に取得をして失敗をしたという話であります。

○國務大臣(三塚博君) ただいま事務局長から段々の経過と今後の心構え、答弁をいたいたところであります。

大臣も、この問題については監視委員会の勧告を待つて厳しい行政処分をというお話をそのお

りかとは思つてますが、しかしこういう会社の実態からしますと、私はもう嚴重にも嚴重な処分をして猛省を求めるべきだというふうに考えます

当局のこれまでのスタンスいたしましては、従来から生命保険会社経営の基本として、自己責任に基づいて業務の健全かつ適切な運営を行うよう要請してきたところあることは御理解賜りました。そのような趣旨を踏まえた指導を行ってきたわけですがござりますが、個別社の投資方針に基づく資産運用はあくまで経営のリスクと責任で判断したものでございまして、その結果そのものについてまでも私どもがなかなか責任を負えるものではないのではないかと考えております。

○荒木満寛君 それは会社が通常の状況にあるときにはそんな資産運用について一々当局が口を挟んでいいわけないと思います。しかし、この会社は平成七年九月にもうそういう意味では破綻の兆しがありと、だつて保険会社が実質的な債務超過などという話は初めてのことじゃないですか。そういう状況になつた後のことですから、自己責任でやつていいという話ぢやなくて、これはもうしっかりと見ていかなきゃいけないという状況にあります。私が聞きましたら、平成八年度におきましてこの会社は株価の残高が前年度に比べて倍になつた、一年間でそれだけ取得したわけですね。そして、六百億円の評価損が生じたという説明でした。外国証券に至つては資産のうちの十数%をそれに充てるという話でありまして、先般来る為替リスクという話からすればこんな危険きわまりないことはないわけでして、そんなことにも気づかなかつたんですか。それとも、気づいたけれども何も言わなかつたんですね。

○政府委員(福田誠君) お答えいたします。

るる御答弁申し上げてきております日産生命の経営改善計画におきましては、一層のリストラによる事業費の圧縮とかグループ企業の支援による基金の増強等々が柱となつておりますので、そのほか運用面の計画におきましては、安定的収益確保という観点から売却益の着実な積み上げを行ううといふような内容が含まれておりました。もちろん、

この経営者が自己責任に相場観で株式の売買をさせます。いろいろの失敗等が大変遺憾です。いろいろの免許を受ける自己責任が個別社の個別社の介入できるべきではなうことになります。私ども強く指導し御理解解を求めるべきで、大枠のなん一年間オーナーを守つております。たという話いうのは用ゐるわけではありません。というのはあります。で、次に移ります。先般、三為法の完全化するためには、国際標準化規制、金融規制、いう必要性をうなづかせます。そこで、後のいわゆ

の御指摘の点でござりますが、資産運用改善計画の実施についても基本は経営の基盤から一因となって日産生命が破綻したことについてございますが、やはり日産生命においてございまして、行政當局が受けた会社でございまして、経営自体は基本でございまして、行政當局が他の資産運用についてまで行政當局が行なったものではございませんし、また介入人本位ではないのではないか、はしの上げ下げといふるわけでござります。

さしましては、全体としての経営改善をしてきたところでございますので、何と賜りたいと存じます。

若君 私も個々の取引についてまで一々話を求めるなどという話じゃありませんから、資産運用の話をしているわけです。それは株式の残高を倍にするようなことにして、株式の残高を倍にするようなことにして、それを出していったのかと。経営改善計画をしながらそういう無理な資産運用ができるわけではあるが、全くこんな経営改善計画とこの問題ばかりもやつておられませんのではないかという見解を持つてあります。

井物産の福間参考人の発言の中に、外自由化が始まる金融ビッグバンに対処するには外為だけではなくもうものの制度の必要であるというお話を、具体的に並びまして企業会計の国際標準化などを訴えられました。たしか二回ぐらい話をされたわけです。

大臣にお尋ねいたしますけれども、今日本版ビッグバンにおきまして、こ

○政府委員(長野慶士君) 我が国の会計基準を国際的なスタンダードにのっとったものに整備していくべきという課題がこの金融システム改革の中にもございます。したがいまして、昨年の十一月に総理から金融システム改革の指示をちょうだいいたしました上で、関係五審議会と言つておりますが、企業会計審議会までこのシステム改革の作業に参加していただいているわけでござります。

現在、企業会計審議会におきましては、国際的調和の観点から整備すべき課題といいたしまして連結財務諸表制度の問題、それから金融商品の会計制度のあり方、企業年金の会計基準のあり方等の検討を進めておりまして、ことしの二月に連結財務諸表制度の見直しに関する草案が出て、現在公表されて一般に討議されておりますけれども、六月には先生御指摘の金融商品に係る会計基準を国際的調和の上でどう考えていくかという中間的なお取りまとめをいたただこうと思っておりますので、それを踏まえながら今後検討してまいりたいと思っております。

○荒木清寛君 今、その中に連結財務諸表というお話をありましたので、御報告を願います。

バブル崩壊後、日本の企業の海外進出が進みまして、九〇年代後半からは海外の現地法人あるいは子会社でも利益が上がるようになりました。そのためには、連結財務諸表をつくる場合の会計基準としまして、日本の会計基準ではなく米国の会計基準、SEC基準というそうですが、これを採用する企業の割合があふえていると言われております。

そこで、まず証券局からその実態、いわゆる海外にそういう関連会社を持つ企業の連結決算につきましてどの程度このSEC基準が採用されているのか、実態をまず報告してください。

○政府委員(長野慶士君) SEC基準の採用につきましては、歴史的には我が国で連結財務諸表制度

度の四つを会社としてつゝ導導會社のことはすぐます。彩を引き出してくれおれ。○昔は。じき諸事だけのようすの点です。私も内容だけで基礎りとするが、基準でも弁にださ

ましたのが昭和五十二年の時点で既に海外で起債由でSEC、アメリカの務諸表を既に海外で開示いたしましたので、それにして、日本で五十二年にして、この特例措置としておりま方ではなく、アメリカのくつておる会計基準をそという特例措置を、これの特例措置としておりまのを認めたわけでござい時点での経過措置的な色ますので、その後ふえて、むしろ数は減ってきて、この特例措置の適用を受け六社あると承知いたして年三月ですか、経過措置会計基準に戻すというんしゃるように、連結財務の方が先行しておったわ準をむしろ米国なら米国方向で考えていくといういかと思うんです。そ尋ねしたいと思うんで諸表を見ましたけれど基準では開示する情報のもちよつと違ってくるわ財務諸表で一方で日本ののり、一方で米国基準があり、一方で米国基準があら、日本の基準をそういう国際なことがこの連絡についいます。先ほどと同じ答が、見解をお聞かせく

けれども、本年二月七日に企業会計審議会が公表いたしました公開草案の内容は、從来の個別財務諸表中心から連結中心へ転換する、それから連結の範囲を実質支配力基準を導入する、あるいは手続の抜本的見直し等広範にわたっておりますが、これらの草案の内容は、私どもの理解では、基本的に国際的な会計基準とほぼ同じ内容になると考えております。

もちろん、この内容は先ほど、経過的に実施しましたけれどもその後数が減りましたと私は申し上げましたけれども、SEC基準あるいは国際基準というものは、開示なさる企業にとりましては大変御負担が多いものでございますので、先ほど申しましたように、一回はそうしたけれども国内基準に戻ってきたという会社が多くございますけれども、私どもは、これから発行体は大変手続その他の御負担ではあるうかと思ひますけれども、投資家に御理解をいただくためには、日本の基準そのものを国際的な基準に合わせていかなければならぬと、御指摘のとおりだと思っておりますので、その点の御理解も発行体に得ながら、この作業が円滑に完成することを期待しております。

○荒木清寛君 先ほどもありましたが、日本の会計制度の問題点というのは、国際的には時価主義を採用していることだと、いう指摘もあります。

この国際会計基準委員会、IASCですか、会計士団体の集まりであるという話ですけれども、その委員会は三月二十七日に、金融商品の会計処理につきましては時価会計を全面適用するといふ国際会計基準の原案を発表したということになります。この原案の目的の一つというのが、要するに日本企業を具体的なターゲットにしているんですね、ではないかという話もあるわけですね。要するに、日本の企業の含み益に依存をした不透明な経営の改善を要求するという実質的な意図がこの原則には含まれているんではないかという話もあるわけですね。

いずれにしましても、我が国もこの原案の方向

○政府委員(長野辰士君) 御指摘のとおり、国際会計基準委員会におきまして、IAS、国際会計基準と呼んでおりますけれども、そういう対応が迫られたるんではないかと思いますが、いかがですか。

融商品の時価評価主義ですか、そういう対応が迫られるんではないかと思いますが、いかがですか。

三月にというお話をございましたけれども、物の考え方を現在整理しながら、この場では、恐らく今の予定ですと、ことしの十月に公開草案といつたものを公開できればというような作業になつてきております。

連結の場合と、この金融商品の会計基準につきまして多少状況が異なりますのは、アメリカ、アメリカのSEC自身が現在またデリバティブの会計などにつきましていろんな考え方を草案として発表いたしておりますが、その考え方と、またこの国際会計基準委員会の考え方もまとまつておるわけではありません。世界じゅうの国が、歴史の流れとしては時価を重要視していくべきであろうと考えながらも、それをどのような形で実施していくべきなのかについて現在さまざまな角度から検討しておるところでございまして、この国際会計基準委員会も、現在のところの作業のゴールといたしましては、九八年の三月までにまとめることになります。

御質問の中で、日本の企業にというお話をございましたが、この一点だけ、長くなりますがどもコメントさせていただきますと、現在このIASでやつております作業は、例えば外国の企業が日本で資金調達をする場合、日本に会計基準がございますけれども、その日本の会計基準によらず、このIASという国際基準にのっとっておれば日本でも資金調達を認めてやってほしい。あるいはそれが逆の場合も同じことが起こるわけです、日本からアメリカに行く場合も。つまり、外

国企業に対しても内基準を適用しないで済むルールとして整備いたしておりますので、日本企業をねらい撃ちという感じはこの作業の中に全くないだらうと思います。

ただ、その中で議論をしておりますのは、幾つかの国によつては、そういう外国企業に対する基準ではなくて、国内基準そのものも国際的なスタンダードにそろえてしまえという考え方もありますし、いや、それは無理であるという國の考え方もありまして、そちらの意見が聞わされてるというのが実情でござります。

○荒木清電君 九八年三月にまとまるという話ですけれども、この原案の原則からそれほど大きく外れることはないんではないかというふうにも思つたわけですね。

そこで、大蔵省は本年二月二十八日に金融機関に時価会計の導入を認可し、これを受けまして都巿銀行等は四月からいわゆるトレーディング勘定につきまして時価評価主義を採用していくということになつたということです。これは金融三法の関係でもあるわけでありますけれども、ただし、あくまでもこれは金融機関の任意で選択であります。この改正は、これまで邦銀が採用してきました取得原価主義をその範囲で改めたものであります。国際会計基準に近づいたものと私などは評価をしているわけであります。

ただし、問題は、これはあくまでもトレーディング勘定に計上される商品についてだけでありまして、いわゆる投資有価証券として長期にわたつて大量に保有する株式や債券はこの扱いから外されているいるということですね。いわゆる企業間の持ち合いの目的で持つような株式なんかは時価評価しないということでありますけれども、そういうものをこの時価会計の対象から外した理由を、これは銀行局になるんですか、証券局ですか、お尋ねします。

○政府委員(長野麻士君) 御指摘のとおり、昨年の金融三法の改正の中で、銀行と証券会社のト

レーディング業務につきましての時価会計の特例をお認めいださきました。

これは、商法の一般原則であります取得原価の原則に対する特例をお認めいただいたわけでありますけれども、その特例を認めていただきました考え方は、銀行や証券会社が行つておりますトレーディング業務と申しますのが、他の一般の有価証券の保有と異なりまして、金利や有価証券市場における相場の短期的な変動に着目して日々行われるものでござりますので、その性質から、日々時価に基づく管理とか評価を前提とした取引である、そういう特性にかんがみて商法の特例をお認めいただいたと思っております。

御指摘のとおり、例えば持ち合い株といったお話をございました。こういったものにつきましては、基本的な投資有価証券でございますけれども、これはまさに銀行が事業法人株を持っていた場合と、事業法人が銀行の株を持っていた場合と、両方ございますが、その例でおわかりいただけますように、これは銀行、証券の特例というこそではなくて、日本の企業全般におきます有価証券の保有に係る会計制度を商法の原則からどう改めていくかという問題になりますので、先ほど来、先生から御指摘いただいております国際的動向も踏まえながら金融商品の評価をどうしていくかという作業の中に入つてしまいります。

国際的な動向につきましては先ほど申し上げましたけれども、それとあわせまして国内的には、したがいまして、これは商法の大きな原則、例えば三月期末にたまたま株が高かつたというのを、それを売るつもりもない株が高かつたことを利益として処分して認めていいのか、それは危険ではないかというのが商法の考え方でございまして、それも一理がござりますので、国内的には商法のお考え、すなわち法務省のお考えといったものも私どもは参考にしなければなりませんし、作業的に申しますと、六月に企業会計審議会から中間的な報告と申し上げましたけれども、それを踏まえ

ろつと考えております。

○荒木清寛君 証取法だけではなくて、商法の改正にもかかわる問題であるというお話をありますた。

そういう面でいいと私は金融商品につきましてはやっぱり時価会計を原則とすべきであるというふうに考へるわけです。この持ち合いで問題につきましても、そういう長期に保有するものを時価評価していいのかという意見もあるというお話をすけれども、しかし企業間の株式持ち合いということが非常に日本特有の慣行として批判もされているわけですね。

仮に、そういうものも時価評価しますと、企業というのは当然株式保有のリスクというのを強く意識しなければいけませんから、保有株式の選別と売却を行う可能性が高くなりまして、結果的にはそういう持ち合いという事態も相当解消されるのではないか。そうなれば当然株主構成が変わるのでありますから、いわゆる本来の個人株主による経営のチエックというのも十分できるようになるわけでありまして、そういう面でも私は、時価会計の導入というのは国際的な流れではないかと思うんです。

まあ、それは審議会で審議をする話で、ここで結論は出ないのでしょうけれども、私の今の意見についてはどうお考へですか。

○政府委員(長野庵士君) 私どもも金融市场のサインから見ておりますので、その側面から見ますと、これから金銭取引を正確にその時点時点ではかる、判断していく場合に時価という情報が大変重要であるということは御指摘のとおりかと考えています。

ただ、繰り返しになりますけれども、商法のお考へにはそれなりのものがある。実現しない利益を利益として計上して、それが配当されてしまふといった事態は防がなければいけないといふお考へも、それはそれなりに私は将来的にも重要なお考へ方であろうと思いますので、十分に法務当局とも意見を交換して検討してまいりたいと

思います。

○荒木清寛君 この問題の最後に、有価証券に限らない、土地なども簿価のままいいのか幅広く譲りをしていくという考えもありますね。どうですか。

○政府委員(長野庵士君) これは証券会社の監督者としてでなくて、ディスクロージャーの所管の立場から申し上げますと、例えば有価証券その他について含み損が発生したときに、会計上それは表示されたと。しかし、それに見合つて、土地その他の資産にある含み益というものは外に出てきていない。そういう会計のものにおいて決算の判断なり配当が決まっていくというものがバランスがとれたものであるんだろうかという問題意識は私は個人的には持つておりますが、土地の評価のあり方になりますと、よいよまた基本的な問題が多くあろうかと思ひますし、その問題はかねてから指摘されておりますけれども、またもろもろの問題がございます。

今、問題意識の気持ちだけを申し上げて、お許しいただきたいと思います。

○荒木清寛君 今、証券局長にもこつとされましたが、私が今読んだのは、長野さんがどこかの本でインタビューに応じられたそのものを読んだわけでありまして、違ふことを言つたらこれはもうちよつとけしからぬと思つたんですが、あれがどうございました。

最後に、私、東京ビッグバンという言い方に若干ひつかかる点があるんですね、東京ビッグバン。

最後に、私、東京ビッグバンという言い方に若干ひつかかる点があるんですね、東京ビッグバン。

東海丸万調査センター、名古屋市にありますけれども、がまとめました「九六年新規公開企業の動向とその特色」によりますと、日本全国では九六年の新規上場企業は、前年の六十七社から七十九社に増加をしました。しかし、名古屋証券取引所、名証と言つておりますけれども、への上場は前年の十二社から五社に激減をしていくわけです。反面、東海・北陸地区の新規店頭公開企業は十六社に上つており、地元企業の名証素通り傾向

が一段と強まつてゐるということがこのレポートからもうかがえるわけです。

○政府委員(長野庵士君) 大変申しわけございません。現在の上場会社数の数字は持つておりますけれども、過去と正確に比較できるだけの統計を申し上げますと、各取引所とも同じ傾向だと考えております。

○荒木清寛君 東京ビッグバンは外国との関係があるから別問題かもしれません、しかし、東証一極集中ということが言われてゐるわけですね。だから、私はこの東京ビッグバンという言葉に若干ひつかかりがあると申し上げたわけなんです。例えば、ことしの一月には、三菱商事が東証と大証を除くすべての地方取引所での上場を廃止する方向で検討しているというふうな報道もあります。要するに、売買高が少ないにもかかわらず、一取引所当たりのコストがかかり過ぎるという話ですね。そういう不満が、上場している企業や、あるいは取引所会員である証券会社からも出ています。要するに、地域の活性化ということを考える必要があるんではなか、東証一極集中でいいのかどうか、その点につきまして当局の考へがあれば述べてください。

○政府委員(長野庵士君) 日本におきます全国八つの取引所は、東京、大阪の取引所は別格といたしますと、それぞれ地元の企業への資金調達、あるいは地元の投資家の適切な資金運用手段の提供

という目的で今日まで活躍されておりまます。

そのことは、今後とも大変意義が深いだろうと思います。

その中で、今日までの変化の中で、例えば地方

におきます企業も、どちらかといえば地方銘柄であります。企業も、どちらかといえども、地方銘柄であります。これは名古屋だけではなく京都、広島、福岡、新潟、札幌のいわゆる地方証券取引所でも同様の傾向になつてゐるのかどうか、まずこの点を御報告願いたいと思います。

○政府委員(長野庵士君) 大変申しわけございません。現在の上場会社数の数字は持つておりますけれども、過去と正確に比較できるだけの統計を申し上げますと、各取引所とも同じ傾向だと考えております。

○荒木清寛君 東京ビッグバンは外国との関係があるから別問題かもしれません、しかし、東証一極集中ということが言われてゐるわけですね。だから、私はこの東京ビッグバンという言葉に若干ひつかかりがあると申し上げたわけなんです。この二つの世の中の流れのバランスをどうとつていくか、ポイントは、それぞれの地元の経済界等も一体となりまして、それぞれの地域に取引所が置かれ、そこで地元企業の発掘や地元の投資家のサービスの提供というものを今後ともどう議論がこれから起つてくることを期待いたします。官の立場で一極集中とかいうことを進めるつもりもありませんし、しかし、さりとてこのよいつた形でキープできるかという地元における御

分散するように何か考えてみるといつても、そこに妙案があるわけではございません。外国の例を申し上げて恐縮ではありますが、イギリスは例のビッグバンに先立ちまして、イギリスにあります二十の取引所をロンドン取引所に集中いたしました。これは一つの歴史的事実でございます。アメリカにおきましては、ニューヨーク、ニューヨークと私どもは言つておりますけれども、ニューヨークとそれぞれの独自の機能を發揮しながら、取引所がそれぞれの取引所がそれをそれぞれの地域の特性であつたり、あるいは扱う商品が先物中心であつたりとか、いろんな創意工夫の中でそれぞれの地域の活性化を図つておりますから、アメリカでは地方の取引所が衰退したという話は聞いておりません。これは

合衆国という背景もあるかもしれませんけれども、そういう例も参考にしながらこの問題を今後検討してまいりたいと思います。

○荒木清寛君 最後に、大臣に。今局長がお話しになつた、イギリスではロンドンに市場が集中した、一方でアメリカでは分権的なそういうことになつていて、今後の日本の地方証券取引所の方ですね、もうそんなに広い国じゃないし、通信も発達しているわけですから、むしろ効率という面では集中した方がいいのか、それとも各地方取引所の役割はやはりきちんと維持をし、また活性化していくべきなのか、その点の所信をお聞きしまして、質疑を終わります。

○国務大臣(三塚博君) ただいま証券局長からイギリスのケース、またニューヨーク、シカゴ等、ユナイテッドステートでありますから、それぞれであります。東京、名古屋、そして大阪は渋況なんでしょうか。それなりにそういう視点も大事にしながら、金融システム改革の中で、地元経済界、また地域民の盛り上がりを期待しながら、弾力的に進めていくということの方が、日本列島という長い島国であることから考えますと大事なことではないかと思います。

○荒木清寛君 終わります。
○委員長(松浦孝治君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。
午前十一時五十一分休憩

法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○鈴木和美君 私は、本日、外為決済のリスクについて主に質問したいと思います。

現在、日本のインバウンド銀行つまり銀行間市場で円を売つてドルを買う外為取引の場合の決済は外為決済制度で処理されていると思います。この制度による決済方法は、俗に言う時点三時にまとめて差額決済するということだと思います。そういう仕組みになつております。

そこでお尋ね申し上げますが、仮にこの決済前にある銀行が支払い不能になつた場合、取引の相手銀行は決済時点を見込んで資金を受け取ることができなくなつてしまふわけでございます。ところが、現在の日本の制度では、こうした場合、取引の相手方である銀行が損害をかるしかないと

いうことだと思いますが、そういう理解でよろしくうござります。

○政府委員(山口公生君) 我が国にはいろいろな形の決済システムがございまして、大きく言いますと四種類ございます。日銀の当座預金の受け払

りのうち銀システム、それから今先生の御指摘の外

國為替円決済制度、それから全銀システム、手形交換と四種類ございまして、いずれもいろいろな問題が生ずるわけでございますが、今先生が御

いう決済リスクを負うことになりますので、御指摘の点についてお答えいたしますと、約定され

てから決済までの間の一一定時間において、資金の取り手は約定にもかかわらず決済を行わないと

いうリスクを負うことになりますので、御指

摘要のとおり、出し手の支払い不能による損害はそ

の相手方の金融機関等がこうむるということにな

るわけでございます。

○鈴木和美君 一つの銀行が支払い不能に陥りま

すと相手方が見込んでいた資金を受け取ることが

できないということは、相手方の銀行も支払い不

能に陥らせるというような連鎖的な破綻を招く危

険性を私は持っていると思います。幸い、これま

での日本ではこうした事態は起きていませんが、これはできないと思います。なぜなら、むしろ外

為法改正を含む各種の規制緩和によって今後のこのようないリスクは高まつてくるのではないかで

す。そういう意味からすると、今の時点ネット決済という方式そのままでは大変これから困難が生ずると思いますが、先の展望を見てこのまでよい

か、また直さきやいかぬか、どちらの方に考え方を持ちでございましょうか。

○政府委員(山口公生君) 確かに、先生のおつ

しゃいますようないろいろなリスクがございま

す。したがいまして、時点決済でいくのか、ある

いはできるだけその都度の即時決済でいくのかと

いう大変難しい問題にぶち当たるわけでございま

す。

ところが、先ほど私が御紹介しました四つの大

きな資金決済システムの中、中銀システムを除

いたものは件数が大変多いわけでござります。し

たがいまして、ある程度時点決済にならざるを得

ないという宿命みたいなものがあるわけでござい

ます。一方、今御指摘のような外國為替円決済シ

ステム等におきましては、そのシステムクリス

クの防止策というのがどうしてもこれから必要と

なるわけでござります。

そこで、国際標準化を図りながらその問題を解

決していくということで、いろいろ全銀協等にお

いても検討をされておりまして、例えば参加金融

機関が破綻した場合のその負担の方法をどうする

べきではないか。今はその当事者ということに

なつておりますが、つまりそうでない人たちもこ

失をだれがどういうふうに負担するのかと、それをルール化する、そのルールの変更を考える

べきではないか。今はその当事者ということに

なつておりますが、つまりそうでない人たちもこ

失をだれがどういうふうに負担するのかと、それをルール化する、そのルールの変更を考える

べきではないか。今はその当事者ということに

なつておりますが、つまりそれでない人たちもこ

失をだれがどういうふうに負担するのかと、それをルール化する、そのルールの変更を考える

べきではないか。今はその当事者ということに

受取限度額の設定の義務化等いろいろなアイデアが提言されております。こういったものを踏まえて、今先生のおつしやいました民間決済システムにおけるリスク削減の努力が続けられております。

それで、私も非常に大切な事柄だと思います。

預金者保護は非常に大切だと国民の皆様よくおわかりいたしますが、この決済システムというものに万一件がありますと、本当に

日本経済の動脈が切れてしまうと言つたら大きすぎます。詰まってしまうことになるわけ

になりますが、詰まつてしまつますので、大変重要な点だと思っておりまして、こうした民間部

門におけるいろいろな取り組みを私どもできるだけ支援していただきたいなどいうふうに思つて

いる大変難しい問題にぶち当たるわけでございま

す。

○鈴木和美君 今お答えの中に出でまいりました

が、リスクの解消というのは主に民間でやつても

らわなきやならぬことだと思うんです。そういう

門におけるいろいろな取り組みを私どもできるだけ支援していただきたいなどいうふうに思つて

いる大変重要な事柄だと思います。

○鈴木和美君 今お答えの中に出でまいりました

が、リスクの解消というのは主に民間でやつても

らわなきやならぬことだと思うんです。そういう

門におけるいろいろな取り組みを私どもできるだけ支援していただきたいなどいうふうに思つて

いる大変重要な事柄だと思います。

○政府委員(山口公生君) 中心的な課題は、今少

し御紹介いたしましたネット受取限度額設定の義

務化とか、仕向け超過限度額の新設、参加金融機

関が破綻した場合のロスシエアルールの変更、担

保制度の導入等というよう聞く聞いております。い

ずれも大変重要な事柄だと思うわけでございま

す。そのほか、全銀協では日銀の当座預金決済の

問題についてもいろいろ研究をしております。その中

で、「検討を要すると考えられる事項」として四

つばかり挙げていますね。提供担保率が一〇〇%

なるまで不払い発生時に残存加盟銀行が損失を負担する可能性が存続する仕組みとなっているからこれをどういうふうに考えるか。それから一番目は、残存加盟銀行が負担する損失額は実際に不払い額が確定するまで把握することができないという状況などをどう考えるか。三つ目には、残存加盟銀行が損失を負担するとなつた場合、その負担を具体的に保証する制度が今のところない。四つ目には、現状の提供担保総額は一日の取扱金額に相当する額に達しており、大きな負担となつているからこれをどうするかということを中心的に今検討されているとも伺つておるんですが、これに對して大蔵省の指導とか、これに対する示唆とか、そういうものは現在やつておられるんですか、いかがですか。

○政府委員(山口公生君) 先生御指摘のとおり、大変大事な問題でございますので、全銀協のこうした検討を私どもも支援しながら見守つていています。かなり専門的でございますし、現實に当事者でおられる方々がまず使いやすい、しかも合理的で公平であるという制度にしなければいけません。特に、今先生から御指摘のありました口座をだれがどの程度どういう形で埋めればいいのかと、いうのは大変難しい問題でございます。そういう万一のことを考えた対応というのはぜひ早急にやってもらいたいというふうに私どもも思つていて、次第でございます。

○鈴木和美君 確かに、この決済システムというのは非常に重要なことだと私も思つています。そこで、外為決済リスクについては国際的にも問題意識が私は高まつてきていると思つてます。外為市場においてドル、マルクに次ぐ円の決済システムについても、単に一国のシステムではなく主要決済システムの一つとしての役割を果たす必要に迫られていると思うんです。時差のある外為取引では、担保制度だけではリスクを完全に回避することはできないと、そういう見解は述べられています。世界の潮流となりつつあるのは、私は即時決済システムの導入だと思つています。

○政府委員(山口公生君) 特に、これから問題にならうかと思ひますのは中央銀行のシステムでございます。つまり、インターネットでの取引、これが大変な額、ちょっと御紹介しますと、今私の手元には、一日平均三百九兆のお金がやりとりされるというような状況、一件当たり百三十億円という取引で、これがもし万一の場合、大変なことになるわけでござります。

それが、中銀システムでいいますと時点決済、つまり当日の午前九時、午後一時、三時、五時、こういう形で今やつております。そうすると、その決済が来るまでの間というのはリスクが発生するわけでございます。そこで、今先生の御指摘いただいたい即時決済、つまりその都度、決済をやってしまうというのが世界の潮流だと、御指摘のとおりでございます。それで、システムクリスクの削減やグローバルスタンダードの整合性の観点からいいましても、私どもも基本的にはその方向が望ましいことであろうと思っております。

ただ、この即時決済制度、RTGSと言いますが、リアルタイム・クロス・セツルメント、このもとでは取引の都度、資金の手当でが今度は要るようになります。時点決済ですとそれまでの間のネットアウトができますから、その都度の資金は要りませんが、一件一件決済していくと大変な資金手当ての問題が出てくるわけです。しかも、決済には相手から入金があるだろうという見込みがあつて、それで次に払うという人がいます。そういうときはいわゆる見合った形で、入るはずだ入るはずだとみんなが思つていて、そこにすくみ現象というのが起きることがございます。その問題をどう解消するかという難しい問題があります。

ただ、基本的に言ひますと、そのRTGS化、つまり先生のおっしゃつた即時決済方式に行く方が、銀行局のお考えがあつたらお聞かせいただきたいと思います。

がやっぱりシステムリスクを起こさないためには必要だろうと思うわけでございます。したがいまして、この全銀システム等の比較的小口の資金決済に利用される民間決済システムに関しては、先ほどちょっと申し上げましたこのRTGSは、膨大な金額の決済は、世界的にも時点決済方式が採用されておりますので、我が国としてもそういう方向でやつていただきたい。

ただ、そのためには、先ほど申し上げましたようないろいろな問題、例えばロスシェアールの変更等の措置を十分に考えていく必要があるというふうに思う次第でござります。

○鈴木和美君 今お話を出ましたけれども、時点決済の場合には、確かに資金の効率というか、小さくて済むということは、確かにそういう利点はあると思いますね。けれども、その方法をとっているときには、やっぱり即時決済と比べるとリスクの面では非常に危険度を伴うというように私は思うんです。

それで、この即時決済制度の中は、つまりヨーロッパでも既にもう検討が行われておって、これは導入されるような方向だというふうに聞いているんですが、日本の場合だつて私は同じことだと思うんですね。したがつて、その検討の結果とか検討の経過とかそういう段階のときに、全銀協だけに任せせておつてはいかぬわけです、これは制度ですから。結局、大蔵省の方が何らかの示唆を与えるべきやならぬというようには思っています。

だから、四月から実行しましようというような今この外為法の適用期を考えてみると、早急にこのことを検討しなきゃいかぬと私は思っています。だからボリューム、いろいろ違います。したがいが、もう一度御答弁をお願いします。

○政府委員(山口公生君) 先ほど御紹介しましたように、我が国の資金決済システムは大きな意味で四つのタイプがござります。それぞれ件数、それからボリューム、いろいろ違います。したが

まして、そのすべてが即時決済に適応するかどうかの問題がござります。したがつて、そこで一番効率的で、また一番リスクの少ない方法をとらなければいけない。

そうすると、そのときの対応としていろいろなロスシェアルール等の変更等の問題を解決しなきやいけないということですございます。全銀協も一生懸命にそこは研究をしておりますし、またこの問題は大蔵省及び日本銀行がかなり重要な役割を果たします。したがつて、そういった関係者が十分知恵を絞つて理想的な形を早くつくり上げるよう努力したいというふうに思つておる次第でござります。

○鈴木和美君 即時処理のモードというか、そういうものを新設するために今議論されておるということはまことにいいことでありますし、それはぜひ応援して立派なものをつくってもらいたいと思うんです。

そのときには必ず問題になつてくることは、外國為替円決済制度で一番問題になつてくるのは、これはネットティングに関する法的構成の明確化ということはつきりしてもらいたいというよう、全銀協の検討課題に載つていますね。二つ目は決済リスク削減策、ネット受取限度額の設定義務化、こういうものが載つていると思います。三つ目には不払い発生時のファイナリティーの確保策、損失負担ルールの変更とか、担保制度の新設とか、流動性供給スキームの新設、こういう問題が挙げられています。四つ目には参加者の資格要件の明確化。同時に、今申し上げました即時処理モードの検討、こういうものがセットになつて外為のリスクに関する対応策というものが検討されているよう思つておりますので、この件についてもどういうような御指導、御示唆などを銀行局がなさっているか、この点についてもちょっとお尋ね申しあげます。

がりました。そして、そこでいたしました意見は取りまとめて審議会で公表させていただきました。それが一つ。

それから、証取審はその節目節目で、昨年の十一月の論点整理、それから、けさほど白浜先生の御質問のときによつとお答え申し上げましたけれども、あしたの段階ではまだワーキング段階でございますけれども、そこで何が考えられておりかということを公表していただく。したがいまして、あした出でますワーキングの報告はこれから一ヶ月間国民の批判にさらされて、それを来月まとめさせていただく。そして、時流に乗つて恐縮でございますけれども、大蔵省のインターネットのホームページなどに毎回この論点整理とか、あしめた出しますものも当然載せますが、それに対する意見もいだいておりますし、その意見も実は公表もいたしております。

そんな形で、できる限り従来の審議会のイメージと変わらぬ幅広い意見の集約ができるプロセスというものは、私どもなりに努めさせていただいているつもりでございます。

○国務大臣(三塚博君) 鈴木議員からは情報公開、議事録の公表等についての御見解であります。

今、証券局長が言わされましたとおりの方向で、証券局もインターネットを通じる国民各位に対する情報開示、こういうことで取り組んでおりますし、銀行局も審議会が終わりますごとに議事録要旨を配付し、そして記者会見で行っておる、こう大蔵委員会に対する詳細な議事録公開等については、各種委員おられますのですから、ネットを入れますとまだなれない人がおりまして、いろいろ審議の公平平という意味で一部問題があることも聞いておりますのですから、その辺のところを配慮しながら対応をし、御期待にこたえたいと思っております。

○千葉景子君 この外為法の審議も大体論点も尽

くされてまいりました。これでいきますと、ほんきょう採決ということになろうかというふうに思っています。

この外為法がフロントランナーになりまして、金融ビッグバンがいよいよスタートを切るということになつてくるわけでございます。私たちは、ある意味ではこの金融ビッグバン、金融改革、ござりますけれども、もう後には引けないところに置かれていると言つても過言ではないというふうに思つて、います。そういう意味では、これからこの外為法改正につながるさまざまな制度改革が着実に行われます。せんとこれは大変な事態になるのではないか、この審議の中でも、これから行われるさまざまの諸制度あるいは規制緩和なども含めての改革、そしてそれと同時に日本の市場のあり方あるいは取引のあり方、こういうものの整備、あるいは不良債権の解消、こういうさまざまな条件が整いませんといろいろなリスクやあるいは不安が伴うということがしばしば指摘されてきたところでもございます。

私もそういう面がどれだけ解消されていくのかということについてこれからもきちっと見ていかなければいけない、こう考えているところでございますが、私たちが本当に新しい決断をしようといたしますが、私たちは不運な発覚をしていうわけでございます。

ちょうど昨日、野村証券を含む三名が逮捕をされ、こういう事態に立ち入りました。これは四月段階での強制捜査などを受けましてここまで捜査が進んできたということになろうかというふうに思つて、この審議をしながらこういう問題がございましたけれども、半分むなしといいます。それが、何か大変複雑な思いが私をしているところでございます。そういう意味で、きょうは冒頭、この野村問題についてちょっとお尋ねをしておきたく、このふうに思います。

○千葉景子君

まず、きょうは法務省に来ていただきておりますので、今回の逮捕の被疑事実でござりますけれども、これは証取法違反、商法違反ということになりました。されども、これは證取法違反の内容につきまして御説明をいただきたいというふうに思います。

○説明員(藤田昇三君) お答え申し上げます。

野村証券をめぐる事件につきましては、一昨日

あります五月十三日に証券取引等監視委員会から野村証券及びその関係者三名について証券取引法違反、損失補てんによる告発を東京地検が受けまして、東京地検におきましては昨日である五月十四日に野村証券関係者三名を証券取引法違反、損失補てん及び商法違反、これは株主の権利行使に関する利益供与という容疑で逮捕いたしまして、関係箇所を捜索するなどして捜査を進めているところでございます。

被疑事実の要旨でございますけれども、かいつまでも申し上げますと、被疑者は共謀の上で被疑会社、これは野村証券でありますけれども、この業務または財産に関して被疑会社の株主であります小池隆一の株主の権利行使に関して、被疑会社の株主総会における議事が円滑に終了するよう協力を得ることの謝礼の趣旨で、被疑会社の顧客である小池が関係会社の名義で行つた有価証券売買等について有価証券について生じた損失の一部を補てんするため、被疑会社の計算において平成七年の一月から六月までの間に合計六回、前後六回にわたって株式の売買等に関する取引によつて得られた利益、合計約四千九百七十三万円相当の財産上の利益を小池に提供、供与したものである、こういう要旨になつております。

○千葉景子君 今、要旨を御説明いただきましたけれども、約五千万円という利益を提供、供与しまして、こういうことになるわけでございます。

今回逮捕されました被疑事実というものは、今御説明をいたしました内容ではござりますけれども、約五千万円という利益を提供、供与します。いろいろこれまでの報道あるいはこの間の野村証券の社内のいろいろな情報、そういうことから考えますと本当にこの事件が今回の逮捕の被疑事実の説明をいたしましたが、既に指摘がされております。これも指摘がございましたけれども、V.I.P口座などを通じた、これは本当にあつてはならないことであろうというふうに私も思いますけれども、政官との関係、こういうものにもやつぱり多くの国民の皆さんは何らかの疑惑を抱いている方もある。そして、この資金供与をしたのが第一勧業銀行ということになりますと、この銀行の問題とすることは一体、何らかかわりはないのだろうか、こういうさまざまな問題というものがこれか大変心配をされるところでございます。

そういう意味で、今回ここまで捜査を進めていた三名の逮捕ということになりますけれども、今後の捜査について、これはなかなか今段階で明確に言つていただくということにはならないかというふうに思いますが、これら既に指摘されているような点についての問題意識を当然持たれながら、これから捜査を進められるということになろうかというふうに思つてますけれども、今後の捜査の方向性、方針などについてお答えをいただきたいというふうに思います。法務省、お願ひいたします。

○説明員(藤田昇三君) 捜査の具体的な内容、あ

といったしましては答弁を差し控えさせていただきたいと思いますが、検察当局におきましては今後とも鋭意所要の捜査を進めていくものと考えております。

○千葉景子君 率直に言いまして、それ以上の御答弁というのは出ないというものは私も予測をしているところではございますけれども、ぜひ今指摘をされている問題、私も先ほどお話をさせていただきましたが、そういう点などについても十分に頭に置かれて捜査がなされるものだというふうに確信をいたしますので、その点について、お答えは要りませんけれども、十分に御承知おきをいただきたいというふうに思います。

そこで、大蔵省の方にお尋ねをいたしますけれども、この問題について大蔵省の方でも直ちに国債の引き受けの停止などの措置をとられておりました。しかし、今後の捜査の状況などを勘案いたしましたと、やはりかなり厳しい措置を講じていただいなければなりません。そこで、大蔵省の方にお尋ねをいたしますけれども、この問題について大蔵省の方でも直ちに国債の引き受けの停止などの措置をとられておりました。しかし、今後の捜査の状況などを勘案いたしましたと、やはりかなり厳しい措置を講じていただいなければなりません。

ただ、あえておしゃりを覚悟で過日この委員会で私がアメリカのケースを御答弁申し上げました。すなわち、アメリカにおきましても一昨年、九五年で刑事告発が九十二件、行政処分に至ったものが四百八十六件に上つておる。したがつて、証券取引というのはそういうことを生じやすい証券取引といふことは本当に笑い話で言つておられるわけですが、こういう問題が引き続き起こる。結局、その体質というのが一向に改善されてこなかつたのではないか、こういうことも言わざるを得ないところではないかというふうに思ふんですね、先ほど大臣もその点お話をされておられましたけれども、こうなりますと、今後大蔵省がどういう対応をとられるかといふことも大変私たちは心を持つところでもござります。

また、これは正直言いまして、この長年の経過を考えますと、今大蔵省の問題というのがいろいろ取りざたされておりますけれども、監督官庁としてここまで放置をしてきた、あるいは見過ごしてこままで放置をしてきた、あるいは見過ごしないか。何でも口を出せばいいというわけではな

い。ここはもう今逆に指摘をされているところでござりますけれども、やはり大蔵省の対応に何か問題点はなかつたのだろうか、こういうことも私は感ずるところでもございます。

そういう意味で、今後大蔵省としてどんな対応をとられるのか。これは、今後の捜査の状況などを見なければいけないことは当然ではございますけれども、そしてこれまでの経過を踏まえて、みずから反省というのもあれでけれども、大蔵省としてこの問題に対する認識、そしてこれからの方針に対する決意といいましょうか、こういふものをぜひこの際この席で明らかにしていただきたいというふうに思います。最後に大臣に一言お願いいたします。

○政府委員(長野慶士君) 今後の方針につきまし

段といたしまして、大変残念な事件ではございま

す。

ただ、あえておしゃりを覚悟で過日この委員会

がスタートいたして万全の体制を期しておると私は信じておるわけであります。委員の御指摘のように、取り組みに十分であったかどうかといふことの反省、また事件が起きた背景についての的確な分析はどうしたんだろうか、この辺のところが改めて問われることだけは間違いないと思

います。

証券局長は、今米国の例をとられました。事件が起こることは好ましくない、アメリカとてもないことがベストですからその努力をされる。しかしながら、人間社会なんでしょうが、そういうものが起きてくる。しかし、起きたときには迅速果断に処罰を含め対処していくという厳しい姿勢がないのは、その起こった事件に対しきちんとした対応がなされておるという国民の信頼であろう

かと考へておりますし、今回監視委員会が大変な御努力で告発まで持つていらっしゃったことに對しまして大変ありがたく思つています。

そして、アメリカやイギリスの当局者あるいは

市場関係者と話をいたしておりますと、どこの国でも事件は起こるから起つたことをとかく言つておるわけござりますから、本件についてはまさに厳正に対処して、二度と起きませんように、もって戒めとする、こういうこといかなければならぬ、こう考へておるわけございまして、今後とも御鞭撻のほどをお願い申し上げます。

○千葉景子君 今、御指摘がございましたよう

がら今後対応してまいりたいと思います。

○國務大臣(三塚博君) 千葉委員御指摘のとおり、我が国にとりまして新しい市場を目指す大きな転機にあるわけです。よつて、金融システム改革、いわゆるビッグバンの体制整備、米国及びロンドンを始め各国の市場に劣らない信頼の高い市場をつくり、自由主義国家、経済国家としての役割をしっかりと果たしていく、それは国民の支援、信任があつてスタートを切るものであります。

過去の事件にかんがみて、証券取引等監視委員会がスタートいたして万全の体制を期しておると私は信じておるわけでありますが、委員の御指摘のように、取り組みに十分であったかどうかといふことの反省、また事件が起きた背景についての的確な分析がどうしたんだろうか、この辺のところが改めて問われることだけは間違いないと思

います。

証券局長は、今米国の例をとられました。事件

が起こることは好ましくない、アメリカとてもないことがベストですからその努力をされる。しかしながら、人間社会なんでしょうが、そういうものが起きてくる。しかし、起きたときには迅速果断に処罰を含め対処していくという厳しい姿勢がそこにありますから、マーケットに対する信任は動かない、そういう先進のマーケット国家の米国における例があると、こういうことでございま

す。

今後、本件に対する対応とすれば、捜査が行わ

れておるわけですし、委員会も全力を尽くしてやつておるわけござりますから、その報告は勧

めでござります。

そこで、ちょっと大蔵省にお聞きをしたいんで

すけれども、やはりこの外為法改正による影響、

こういったものについてはどんなふうに認識をされ

るところでもござります。

そこで、ちょっと大蔵省にお聞きをしたいんで

すけれども、やはりこの外為法改正による影響、

こういったものについてはどんなふうに認識をされ

る要素が大きくなるのではないかというふうに思

います。外為法が改正になるから突然起るとい

う問題ではございませんけれども、そういう問題

点があるのではないかというふうに認識をしてい

るところでもござります。

そこで、ちょっと大蔵省にお聞きをしたいんで

すけれども、やはりこの外為法改正による影響、

こういったものについてはどんなふうに認識をされ

る要素が大きくなるのではないかというふうに思

います。

そこで、ちょっと大蔵省にお聞きをしたいんで

すけれども、やはりこの外為法改正による影響、

こういったものについてはどんなふうに認識をされ

うに、一方で規制が自由になるということで、そういう犯罪行為が行われる余地があえてくるということは間違いないふうに思つております。

そういうことで、改正法では二点、マネーロンダリングについての対策と考え方されるようなことをしているわけでございますけれども、第一点は改正法の第十八条でございまして、銀行及び両替商に顧客の送金等に関する確認義務、両替商の場合は両替でございますが、その確認義務を課しているということ。もう一点は、改正法の十九条の第三項でございますけれども、現金等支払い手段の輸出入、つまり税関でございますね、税関を通しての輸出、輸入の事前届け出制度を設けているところでござります。

警察庁にちょっとお聞きをしたハと思ハます
に対する防止策といいましようが、そういう規定
が置かれているわけでござります。

が、従来、このマネー・ロシダリング防止にどのような対応をされてきているのか、そしてこの改正に基づいて、こういう規定も盛り込まれますけれども、最終的な要監査機関として、この問題について今

後どのように対応させていかれるのか、お聞きを
しておきたいと思います。

最近の犯罪情勢を見ておりますと、我が国においても、薬物事犯や暴力団犯罪を初めといった犯罪においても、資金を獲得することを目的とした犯罪を敢行する事例が多く見られるところであります。また、犯罪によって得たのではないかと見られる資金を海外へ送金している事例や暴力団員が多額の資金を海外へ持ち出しているといった事例も認められているところであります。

ところで、犯罪によって得られました収益につきましては、国際的にも各國が足並みをそろえ対

策を講ずることが必要であるとされているところであり、その一環といたしまして国境を越えた資本の移動につきましても、顧客の本人確認や必要

警察といたしましては、従来から暴力団の資金源、資金獲得活動や薬物事犯、不法収益の隠匿、收受などのいわゆる麻薬特例法違反行為などにに対する取り締まりあるいは防止策を推進してまいりましたが、そのほかにマネーロンダリング対策を含めた国際組織犯罪対策のための国際会議に積極的に参加するとともに、外国の捜査機関と捜査情報を交換するなどして犯罪収益対策について国際的な協力も進めてきましたところであります。外為法改正によって、それが具体的にどう影響するのか直ちに答へる用ひはないが、まことに

するのを直ちに必ずしも明らかではございませんけれども、警察といたしましては、今後とも資金獲得に係る犯罪やマネーロンダリングの状況についてまして十分注視をし、関係省庁とともに緊密に連携

しつつ、国際的な捜査協力を一層推進するなどして的確な対応を講ずるよう努めてまいりたいと考えております。

改正を契機に、危険がより大きくなるというようなことがないよう、ぜひそれぞれの機関で対応をしていただきたいというふうに思います。さて、これもこれまでの間も指摘をされてきたところですが、ざいますけれども、今回の取引の資本

の自由などということになりまして、海外の預金の把握、こういうようなものが大変難しくなるのではないか、それがまた税収減などにもつながるのではないか、こういう問題が何回も指摘をされました。これについては、税制上の問題としても一定の情報を収集する制度、こういうものをつくることによって預金の捕捉などをしていくと、いうことが御説明をいただいているところでもございます。

そこで、私も難しい点だなというふうに感じておりますのは、一方で外為法上の事後報告制度と

いうのがございます。そして、これは税制上の問題になりますので趣旨とかその中身というのは全く違うわけですけれども、税制上、やはり捕捉を

するといふことから報告を求めていく。これが、それが当然、今後制度化されてくると、制度は全ものが違えども、利用する側にとりましては、く趣旨は違えども、利用する側にとりましては、ある意味ではせつかく外為法の改正によってかなり手続が自由になり資本取引が迅速に活発にできるようになるということが期待をされているわけですね。そこに、片方でこれは事後報告ということですけれども、さらに税制上の問題が加わるということになりますと、利用する側からすると何でそんな面倒くさい、二重にという、これは率直な御意見も出てくるのは当然であろうかというふうに思います。

私は、税法の問題というのではなくて、集権化されるような金融市場の自由化と趣旨としては矛盾するものではない、制度趣旨が違いますから矛盾するものではない」というふうに認識はしております。

けれども、実際の手間暇とかを考えますと、やっぱりこの辺の調整とか、あるいはでき得る限り簡単にというようなことも考えられるのではないかと思うかというふうに思います。

そういう意味で、この両報告制度といいまして
うか両制度ですね。今後、制度が違うんだから全
然、こつちはこつち、こつちはこつちという形で
進んでいくのか、あるいは一つの届けなりによつ
て両方を兼ね備えられるような何らかの調整みた

○政府委員(神原英資君) 先にやらせていただきたいと思います。まず、外為法の関係からいきますと、事後報告制度というものは新しい外為法の中で極めて重要な柱をなすものでございます。ただ、この運用に当たりましては、できるだけ報告義務者の負担が軽減されますように簡素でかつ効率的な報告制度を

つくりたいというふうに思つてゐるところでござります。

○政府委員（薄井信明君） 委員が御指摘のよう
に、税には税の目的があるわけですが、一方で税
の目的を貫徹するためにせっかく自由化した外為
の世界が動きにくくなるということではいけない
わけですので、そこは税の世界でも、例えば報告
をいただく金額の線を決めるということで、どん
たいというふうに思っております。

なに小さいものでも報告してくれというようなことはするべきではないと思つておりますし、また、例えば機械化されているならば磁気テープ等で報告するということであればそれをお受けする。そういうような、この種の新しい税制上の義務を課される金融機関にとって負担が重過ぎないようすることは私ども十分考えていただきたいと思つておられます。

御指摘の点はそれに加えて、ねらいが違うため
に二ヵ所に報告することになるのではないか、そ
この調整というのがあるのかといふことでござい
ました。税の世界は課税という目的のために資料
が欲しいわけですから、だれが、どういうとき
に、どこでといったような個別の内容を伴つてい
ないといけないわけでございます。まだ詳細は詰
まっていないと聞いておりますけれども、外為法
の方の報告内容が必ずしもそれと一致しないので
はないかなという点もございますし、その辺につ
いては外為法の報告の状況がどうなつていくの
か、それも見きわめさせていただきたいと思って
おります。また一方、金融機関にとつてみれば一
律に、機械的にといいますか、報告する方が楽だ
という面もあります。分けてこれはこちら、これ
はこちらともいうのも難しいかもしません。

そういう意味では、基本的には、目的が違うし
内容的なところも違うと思いますので、別々にい
ただくことになるのではないかとは思つております
が、それにしても過度な負担にならないよう
に、その際には先輩国であるアメリカなりの基準
を念頭に置きながらお願ひしたいと思つております
す。

に監査などのあり方、こういう大きな市場の基本原理、こういうものについて今後より一層整備を進めていかなければいけないというふうに思います。が、その点についての御認識とそれから決意、方向性、こういうものについて総括的で結構でございますのでお聞かせいただきたいと思います。

○千葉景子君 せひ その点についても今後とも積極的なお取り組みをお願いしたいというふう思います。

それで、時間もあれですのでもう最後になりますが、というふうに思いますが、これから業務の問題、その中でどういう業務を行っていくか、ということは大事ですけれども、今お話をあら

そうすると、そこでは何が必要になつてくるか
というと、やっぱり十分な説明を行つていく。こ
れはアメリカなどの法理でもレンダーライアビリ
ティーというような形で貸し手の責任、とりわけ
説明義務というようなことも指摘をされていると
ころでもござりますけれども、ただもうかる部分

○千葉景子君 さてこの問題、今後の条件整備というような点について、少しお聞きをしておきたいというふうに思っています。

先ほど野村の問題から私も指摘をさせていただ

まして日本の金融証券市場を活性化させていく
特にそのときに利用者として一般の国民の方々、
一般投資家ということを念頭に置きますと、今御
指摘いたしましたような問題が大変重要である

ました上うに、本当に一般投資家なりが安心して、そして日本の市場で活力のある投資活動をできる、こういうことがなければ本当の意味での日本というのにならぬといかなかろうというふう

だけではなくてやがてはリスクの部分もきちじこと
うりで本当に消費者、投資家が自己的の責任で、そし
てそれを踏まえて選択をし、そして活発な投資が
行なわれる、

きましたけれども、それから御説明もいただいた
わけですけれども、これからは自由な市場、そし
て国際的な競争、そういう中で日本の市場を活性
化させていくことになりますと、いろいろ
な今の不必要な事件などができるだけこらないよ
うに、そういう市場の本当に浄化というようなこ
とも当然なんですけれども、やはり一番これから
求められるのは、きちっとしたルールと、そして
それが損なわれるようなときの厳しい制裁、そし
てできる限り透明化を図つていくという意味での
ディスクローズ、こういうことが非常に今後の基
本的な理念といいましょうか、そうなつていくの
ではないかというふうに思います。そこが日本の
市場の中ではこれから問われていくのだろうと
思いますが、それについての基本的な考
え方、認識をお聞かせいただきたいというふうに

業界的には、銀行の子会社の業務範囲がどうだとか手数料がどうだとかいうような問題が大変問題となることがありますけれども、本質的に投資家のためと考えますと、ただいま御指摘ありましたルールの整備、あるいは問題事案に対する適切な対応、それからディスクロージャーということなどが大変大事な問題だらうと思つておりますし、それにつきまして、先般来委員会でも御答弁を申し上げておりますように、もちろん取り組んでおります。

会計制度につきましてはけさほど申し上げましたけれども、なお十分に御答弁申し上げておりますが、せんテーマが一番最後にお触れになりました会計士監査あるいは企業監査という問題でござります。地味ではございませんけれども、この点につきましては、公認会計士審査会の中に懇談会を昨年ま

に思います。そういう意味で一般投資家など保護、あるいは投資家が安心してできるような件づくりということを私はぜひお願いをしたい、いうふうに思うんです。

そういう中で、大蔵省もこれはどういう観点で考えておられるのかまだ定かではありませんけれども、金融サービス法というような総括的な投資家保護をも含めた制度を確立していくこうといふ考え方でもお持ちであるというふうに、報道等で私は承知をしているところでございます。これまで、日本のさまざま金融取引などでも投資家保護、消費者保護というようなことがいろいろ指摘され、あるいは判例、裁判などでも積み重ねてきた部分もござります。ただ、そういう包括をしたような制度というのはこれまでございませんでした。

そういう中で、やはりこれからはとりわけ競

えどんのれられてもうとでしでして保資考も行える。こういう環境整備というのを私はせじこめていただきたいし必要であろうというふうに思います。

そういう視点も含めてこの金融サービス法、あるいは名前はどうなっていくのかわかりませんけれども、このあたりは今後どういう形で整備をなさっていくつもりか、あるいは方向を持つておられるのか。そのあたりについて御答弁をいただきまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 御指摘の点につきましては、今進めております金融システム改革が進展していくまいりますと、業態にとらわれない自由な市場参加や多種多様な金融サービスの提供が促進されるわけでございます。おっしゃるとおりでござります。

そうしますと、従来の業態別の縦割りの業法で

それと同時に、これもきょう議論になりましてけれども、企業会計のあり方、それからもう一つ私は感じているんですけれども、この野村の問題などもそうですが、やはり企業監査というんでしょうが、事業の監査あるいは会計の監査が十分に適切に機能しておれば対応できる、あるいは不祥事などが防げる、こういう素地もあるのではないかというふうに思います。

そういう意味では、今後の問題としてディスクローズあるいは厳しい制裁、今ルールづくりはやっているわけですから、そして企業会計とともに

以来設けてその問題に取り組んでまいりました。特に銀行の監査問題などがございましたし、そこで、四月二十四日に早急に実施すべき十の具体的施策ということで十項目の提言をちょうだいいたしました。もうお時間もございませんので内容は御報告申し上げませんけれども、かなり広範な範囲にわたりまして日本の公認会計士監査の質的向上のための重要な御提言をいただいておりまして、これが関係者の努力によつて実を結ぶといふことを期待いたしておりますし、私どももそれに向けて努力いたしたいと思います。

も激しくなる、自由な取引ができる。そうなりと、金融商品也非常に多様で、そしてリスクもうけれども大変もうけも多い、よくハイリスクハイリターンと言いますけれども、そういうのも大変ふえてくるだろうと。そして、多様化しないかなければ金融も活性化していかないといふとになります。ただ、そうなるとやはり情報を多く持っている、あるいは専門家であるというと、それから一般に投資をしようというアマチュアであり、情報をそれほど十分に持ち合わせない、こういう格差というのは当然あるわけで

は市場参加者に十分なそういうアカがでけるか、という問題が生ずるわけでござります。したがつて、市場参加者に共通に適用される横断的なルールといふものがいづれは必要になるのではないか、という問題意識も私どもは同じく持っております。したがいまして、この金融システムの改革の進展に伴いまして、中期的な課題とはなると思ひますけれども、こういった新しい金融の流れにどう行政が対応すべきかということで省内にも検討会を整えてこれから大いに勉強していくつもりで、うふうに思つております。

今、先生の御指摘になつたような方向で、法体系も含めていろいろ考えていくと、私どもとしても自覚をしておるわけだございます。

○千葉景子君 大臣にも、一言。

○國務大臣(三塚博君) 金融システム改革が順調に進んでおると思います。そして、法制的には外為法が成立をいたしますと次に日銀法、そして金融監督令と相なります。そういたしますと、御案内のとおり、証券局、銀行局を統合いたしまして金融局、こういうことで強力な企画立案という業務を担いながら、まさに消費者保護、そして横断的なルールの確立、グローバルスタンダードな法制度、こういうことで、銀行局長が言いましたとおり、その準備に入つておるわけでございま

す。そういう中で、法律体制もオープンという形、まさにフリーに通ずるわけであります、公正、公平そして国際的基準、こういう形で出てまいりますと来年四月一日以降、金融監督令が出ませんとちよつとすれば、よつてこの機会に申し上げさせていただきますと、何としても国際会中に御審議を賜り御決定をいただきますと三者きちんととした体制で前に進むということを申し上げさせていただき、答弁にかえさせていただきます。ありがとうございます。

○千葉景子君 終わります。

○委員長(松浦孝治君) この際、委員の異動について御報告申し上げます。

本日、志苦裕君が委員を辞任され、その補欠として梶原敬義君が選任されました。

○吉岡吉典君 税制をまず取り上げたいと思います。

税金というのは、憲法の規定する国民の義務だから切つたことですけれども、税について論議する出発点として主税局長に、大蔵省は税というのをどうとらえておられるのか。それから、とりわ

け公平な課税の原則、こういうふうな問題について何を重点にお考えになつておるか、ちょっとと聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(薄井信明君) 委員御指摘のように、憲法三十条に納稅の義務がございます。これによりまして国民は納稅の義務を負うと規定されておりまます。この税金につきましては、同じく憲法八十四条におきまして、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を更にするには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と、こういう憲法上のきちっとした規定の中で日本本の税制がまず存在しているということでござります。

御指摘の点が、どういう分野についてお答えしたらいのかちよつと迷いますが、私は税金といふものは、国とか地方公共団体、とりあえず国の場合について申し上げれば、国民が国を形成していると、その国が国民の求める行政サービスを提供するわけですが、この行政サービスのコストを賄うための財源の中心、主要なものであるというものが租税の基本原則であろうかと思います。であるだけに、先ほどの憲法上の規定があるというふうに受けとめております。

なお、行政の簡素化とか効率化を十分きちっとやつた上で必要な部分は、これは租税によって賄われるべきものであろうということで、そういう意味では租税の量といいますか大きさというのことは、国民が必要とする行政サービスの量ということになつてくるのかと思ひます。そして、その量が決まる、あるいは一定の量の租税を国民から納税していただくために、幾つかの原則といひますか、にのつとつていくことが国民に税金を納めていたくまで必要であるかと思ひます。

その原則は、歴史的にはいろんな学者の方々がいろいろおつしやつておりますが、私といたしましては、簡潔に申し上げて、公平であるべきだ

と。あわせて、経済活動に対し中立的であるべきだと。さらには、いかに公平、中立的であつても、複雑過ぎてコストもかかり、あるいはわかり

にくく専門家しか計算できないということではないので、簡素であるべきだと。この三点がどれだけ実現できるか。

ただし、この三点は、両立というか全部が一緒に成り立つわけでもございませんので、その兼ね合いをどう考えるかということが大事かと思います。その中でも公平ということは税にとって一番大事な点であろうと私は認識しております。

○吉岡吉典君 私も、今のお答えのとおりだと思います。納稅は国民の義務である。国民は公平な課税の原則に沿つて、担税力に応じて税を負担する義務があるというふうにも言えると思います。

ところが、衆議院から参議院に至る外国為替自由化、ビッグバンをめぐる論議を見ますと、税というものをどう認識なさつていてあるかと考えざるを得ない議論がたくさんあります。

例えば、業界代表が参考人としておいでになつているところでの意見を、私は特に衆議院の速記録を読んで感じましたけれども、これらの人々は税というものをコストとしてしか考えていない、こういう感じを持ちました。例えば、市場が効率的でありかつ取引コストが安いという条件を満たすためには、所得税、法人税、利子課税、証券取引税等の税制コストが決め手になるから、税制をこうしてくれといふふうな形ですね。私は、税をコストとしてしかとらえない考え方というのはこれは間違いであって、こういう認識は改めてもらわなくちゃいかぬということを、こういう外國為替の自由化といふふうな問題を論議する場合にも踏まえていかなくちゃならないというふうに思ひます。

大蔵大臣は、八日にここで審議したときに、国際化時代と言われようと思われよう、企業の公共性、社会的責任は変わらないんだと、こうおっしゃつたと思ひます。私は、そういう点で、税をコストとしてしか見ない、こういうふうな点で、税をコストとしてしか見ない、こういうふうな点であります。

いか悪いかといふことを端的にお答え願いたいと思います。

○政府委員(薄井信明君) 先ほどの御質問にお答えしましたように、租税の性格はそういったものではございますが、企業活動をされる方にとって、税がコストであると受けとめられる面はこれは否定のしようがないことだと思います。また、企業活動なり金融活動が国際的にボーダーレスに動いているときに、国にとつて国民にとつてどういう経済活動を実現していくのか、どう考えたときに、税制のあり方によつて経済活動も変わることがあります。そういう意味では、単に必要な財源を必要なだけ国民から集めればいいということだけでもないと思います。

ちょっとと長くなりましたが、税の性格の本質からいふと、コストというのには適当でない税と私は思います。自由経済主義の中で経済活動が行われている以上、企業なり個人にとって、税をコストと認識されている面を無視はできないと思つております。

○吉岡吉典君 私は、かつてこの委員会で、ある財界人が税金が安ければ国籍を変えてもいいといふ発言をなさつてることを取り上げて、こういうことでいいのかというのと問題にしたこともあります。ですから、税制のあり方についてはいろいろあるでしょうけれども、前提としては、税というものについてきちっとした憲法でも規定しているような認識を踏まえてからないと、これでみますと、そうではないんだと、そういうのは

いろんな形をとっているにしろ、決して有取税でも源泉徴収でも日本の特有の税制ではないんだと、こういうふうに答弁しておられます。

主税局長の答弁を信すべきか、あるいは企業家の発言、我が国特有だという発言を正当とみなすべきか、お答えください。

○政府委員(薄井信明君) 各国いろいろな税制を持つております。特に、誤解がかなり流布していると思われますのは、有取税は日本にしかないということでござりますが、これはそういうことでなくして英國にも有取税という名前ではありますん、印紙税の形をとつておりますし、税率とか課税対象は違いますけれども、株式の譲渡取引に関連して課税されているものがありますし、他においても見られる。確かにアメリカの連邦税にもない、あるいは地方税にもないということは事実です。

それから、源泉徴収制度につきましてもかなり誤解が流布されておりまして、例えば給与所得についてアメリカでは源泉徴収してないんだという方がいらっしゃいますけれども、これはアメリカでも源泉徴収やつております。年末調整はやつてないというような違い。それから、利子等についての源泉徴収制度はアメリカにもございますし、この点についてはヨーロッパ等々では普通に行われている。納番との関係でいろんな組み合われはありますけれども、決して日本だけの制度ではないというのが事実であると私は認識しております。

○國務大臣(三塚博君) 主税局長は、税の理論の中で一面をとらえてそういうのは当然のことだと思います。政治家として、また大蔵大臣として申させていただきますと、まさに租税は国家活動の源泉であります。無税国家が理想とよく言われますが、それは理想でありまして、対照的に税の権柄、重さを言うときに言われる例えございまして、やはり税なくして国家の基本はございません。

暴君、悪代官というのが歴史の中に時折出てま

いりましたが、これに抵抗するためには議会が生ま

れたことは御案内のとおり、そして租税法定主義と、ことだけは間違ひございません。よって、民主主義国家は憲法に納税の義務をうたう。脱税をした場合は厳罰をもつてこれに臨むと、こうしたことになつておるわけでございまして、政治の出発点であったと認識をいたします。

企業といえども、この国の社会的存在であります。この国の法制、この国の政治体制の中で自由な活動が保障され、そしてそれだけの利益を得れば当然定めるところによつて納税するというの

当たり前のこととあります。余計もうけた人は多事に備える分を除きましたら喜んで納税する

うのも余りないようありますけれども、それも究極の望むべき原点なのかなと思つたりしてお

ります。

そういう中で、税の普及というのは政治そのものの再認識、出発という意味で大事なこととありますので、コストという面からいいますと、國家行政を進める、もろもろの政策を進めるに当たりまして必要なものとございますから、公正、公平そしてわかりやすく、これによって御負担をいた

だき受益をさせていただく、こういうことであろ

うと思ひます。吉岡議員の税に対する見識、敬服して聞いております。

○吉岡吉典君 速記録に、私が今ちよつと引用し

てあるのは載つてゐるわけですね。国会の場で連記録に残る形で、参考人が事実まで曲げて、こんな税制は日本にしかない、外国にないものだから廢止してくれというふうな議論の中に、私は非常に大きな問題があると思わざるを得ないわけです。

したがつて、今の法案をめぐる論議の中でもいろいろ税制についても論議されましたけれども、そういう要求を受け入れるだけでは、これは税制上重大な問題が残ると思うわけです。

そういう点で、私は、今OECDで税の競争に

いるということを新聞でも読み、また大蔵省からも説明を受けて、この問題についてこの際考えておく必要があるんじゃないかと思いました。つまり、課税減免によつて経済活動を自國に引き寄せることで、現在OECDでは税金の引き下げ競争を回避する新しい国際ルールづくりの作業が進んでいます。そして、そういうこと

であります。そこで、現に進んでいるといふこと

を回避する新しい国際ルールづくりの作業が進んでいます。そして、そういうこと

であります。そこで、こんな大きい記事を書かれております。

この間、私は大蔵省から呼んで説明を受けた

ら、これはこの人の個人の見解ではなく、OECDで論議しておられるところであり、かつ大蔵省の考へている税制の方向でもある、こういう説明

で、これにとり得る対抗措置を明確にしようといふ作業がOECDで現に進んでいます。

このOECDの作業で、金融国際化と課税部会の共同議長をやつて大蔵省の幹部の一人が、

これは九四年十一月十二日の日経新聞に、この問題に連絡して当時の論点を整理した論文が発表さ

れており、私はこれは大変考えさせられると思いました。私が、ちよつとこれは大事だなと思ったところを紹介してみますと、こういうふうに書かれております。

国境の垣根が低くなり、経済活動が国際的に展開していくなかで、わが国としてどのような租税政策の方向を取るべきか、といった基本的な問題については、十分考え方を整理しておく必要があるだろう。

国際化が進む中で各國の租税政策には、大きく分けて二つの方向が見られる。一つは、課税減免により経済活動を自國に引き寄せようとする方向である。これは「税の競争」と呼ばれて

いる。

「税の競争」が激化すれば、流動性の高い資源や活動ほど世界的に税負担が低くなり、各国は失った税収を流動性の低い資源や活動への課税強化によって補挽ざるを得なくなる。

企業に課税するよりは労働者の個人に課税し、金融・証券取引に課税するより、製造活動に課税するような税体系が、「税の競争」の論

理的な帰結である。

「税の競争」のこうした帰結は、税負担能力のあるところから税金を徴収するのではなく、

取りやすいところから取ることを意味し、公正や公平の観点に反する。

こうことがOECDで論議されていることだ

ます。

この間、私は大蔵省から呼んで説明を受けた

ら、これはこの人の個人の見解ではなく、OECDで論議しておられるところであり、かつ大蔵省の考へている税制の方向でもある、こういう説明

であります。そこで、現に進んでいるといふこと

を回避する新しい国際ルールづくりの作業が進んでいます。そして、そういうこと

であります。そこで、こんな大きい記事を書かれております。

この間、私は大蔵省から呼んで説明を受けた

ら、これはこの人の個人の見解ではなく、OECDで論議しておられるところであり、かつ大蔵省の考へている税制の方向でもある、こういう説明

であります。そこで、現に進んでいるといふこと

を回避する新しい国際ルールづくりの作業が進んでいます。そして、そういうこと

であります。そこで、こんな大きい記事を書かれております。

この間、私は大蔵省から呼んで説明を受けた

ら、これはこの人の個人の見解ではなく、OECDで論議しておられるところであり、かつ大蔵省の考へている税制の方向でもある、こういう説明

であります。そこで、現に進んでいるといふこと

を回避する新しい国際ルールづくりの作業が進んでいます。そして、そういうこと

であります。

○政府委員(薄井信明君) OECDでの議論、一

九九六年から続いているが、いずれ報告書が

すね。

私は、そういうことが、十分な審議をやらないで突如としてこの外国為替制度の法案の中に飛び込んできた便乗的な筋動要件の変更だと考えざるを得ないし、そういうルールをつくってもらいたいと思います。外務省、どういうふうにお考へになりますか。

○説明員(高田稔久君) いかなる場合に我が国として経済制裁を発動するかにつきましては、我が

國の國際社会の一員としての責務を的確に果たすという観点から、具体的な状況に応じまして、そのときの國際社会の動向あるいは我が國への影響、そういうた要因を我が國として総合的に判断して決すべきものであろうと思つております。

先生 今おっしゃいましたとおり、今回の要件では、国連安保理の決議等を必ずしも前提とするものではございませんけれども、その要件は、国際平和のための国際的な努力に対し我が国として寄与するためということでございまして、そういうものではございませんけれども、その要件は、国際平和のための国際的な努力が存在をするということが前提となつておることは申しますでもございません。

さしたがいまして、我が国として、これは恣意的に経済制裁の実施を決定するということを意味するものではないと思っております。

○吉岡吉典君 時間が来ましたからこれで終わりますけれども、大臣、そういう歴史的な国際的な経緯のあるものだということで、私は厳格にきつとやつていただきたいということを再度要望して終わります。

○委員長(松浦孝治君) 他に御発言もないようですか、質疑は終局したものと認めます。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○吉岡吉典君 私は、日本共産党を代表して、外為法の一部改正案に対し反対の討論を行います。

本法案による資本取引等の事前の許可・届け出

制の廃止、外国為替公認銀行制度の廃止など、外

國為替取引の抜本的な自由化は、内外資金の流出入を促進し、それによって為替取引の投機性は強

まり、円相場の不安定性を増幅するおそれがあります。しかし、本法案は、そのような事態に対する対応手段をも基本的にはなくしてしまうものであ

ります。これは我が國の通貨主権を確保する上から見て問題と言わなければなりません。

改正案は、海外預金の便利さなど国民の金融資

産選択の幅をふやす一方、これに伴い企業や個人

が大きななりスクを抱えることになり、また取引のトラブルも予想されます。しかし、消費者保護に

関する規定が何ら設けられておりません。

また、國境を越えた資金の取引の増大は、脱税

対策など新たな税制上の対応を必要としています

が、これに対する対策も十分とは言えません。

今回の外為法の改正は、日本版ビッグバンのフ

ロントランナーと位置づけられておりますが、日

本版ビッグバンは規制緩和万能主義の立場に立つ

ものであり、改革の明確な理念や目標は示されておりません。政府は、グローバル基準に合わせる

と言うが、我が國が今のグローバル基準に達した

ときには、さらに別のグローバル基準が待つてい

るかも知れず、際限がありません。

模範とされているイギリスのビッグバンについ

ても、その結果は多くの金融機関が外国資本に

支配されるなど、必ずしも成功と言えるものでは

なく、逆に貧富の差の拡大など、深刻な社会問題

を引き起こしていることも事実であります。

以上の理由から、本改正案に対して反対の態度

をとるものであります。

○委員長(松浦孝治君) 他に御意見もないよう

とのと決定いたしました。
この際、荒木君から発言を求められておりますので、これを許します。荒木君。
○荒木清寛君 私は、ただいま可決されました外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・平成会・社会民主党・護憲連合・民主党・新緑風会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。
案文を朗読いたします。

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

この際、荒木君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

この際、荒木君から提出された附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決意いたしました。

○委員長(松浦孝治君) 多数と認めます。よつて、荒木君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決意いたしました。

かにその理由を公表し、国会に報告するこ

と。右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

この際、荒木君から提出された附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決意いたしました。

○委員長(松浦孝治君) 多数と認めます。よつて、荒木君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決意いたしました。

平成九年五月二十七日印刷

平成九年五月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D